

平成19年決算審査特別委員会会議録（第2日目）

平成19年11月28日（水曜日）

午前10時00分開議

午後 4時08分閉議

本日の会議事件

開議宣告

会議録署名委員の指名

総括質問

認定第 3号 平成18年度士別市一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 4号 平成18年度士別市診療施設特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5号 平成18年度士別市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6号 平成18年度士別市老人保健特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7号 平成18年度士別市介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8号 平成18年度士別市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 9号 平成18年度士別市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 平成18年度士別市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第11号 平成18年度士別市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第12号 平成18年度士別市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第13号 平成18年度士別市工業用水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

閉議宣告

出席委員（20名）

委員 山居 忠彰 君

委員 井上 久嗣 君

委員 粥川 章 君

委員 柿崎 由美子 君

委員 足利 光治 君

委員 岡崎 治夫 君

委員 山田 道行 君

委員 斉藤 昇 君

委員 牧野 勇司 君

委員 神田 壽昭 君

委員 伊藤 隆雄 君

委員 丹 正臣 君

委員長 小池 浩美 君

委員 平野 洋一 君

委員 遠山 昭二 君

副委員長 谷口 隆徳 君

委員 田宮 正秋 君

委員 池田 亨 君

委員 中村 稔 君

委員 岡田 久俊 君

欠席委員（1名）

委員 菅原 清一郎 君

事務局出席者

議 会 事 務 局 長
議 会 事 務 局 幹 事
議 會 事 務 局 幹 事
議 會 事 務 局 幹 事

辻 本 幸 慈 君
近 藤 康 弘 君
中 井 聖 子 君

議 會 事 務 局 幹 事
議 會 事 務 局 幹 事
議 會 事 務 局 幹 事
議 會 事 務 局 幹 事

藤 田 功 君
浅 利 知 充 君

(午前10時00分開議)

委員長(小池浩美君) ただいまの出席委員は20名であります。定足数を超えておりますので、これより本日の委員会を開きます。

委員長(小池浩美君) 本日の会議録署名委員は、第1日目に指名のとおりであります。

なお、菅原清一郎委員から欠席の届け出があります。

ここで、副委員長と交代いたします。

副委員長(谷口隆徳君) それでは、27日に引き続き総括質問を行います。

井上久嗣委員。

委員(井上久嗣君) それでは、通告に従いまして総括質問をいたしたいと思えます。

まず初めに、入札制度につきましてお伺いしたいと思います。

納税者からお預かりいたしました貴重な財源を公共工事などに最も有効に使うために入札制度という仕組みがあるということは重々理解しております。非常に重要な制度であるという大前提で質問をさせていただきます。

それで、入札制度の中に予定価格というものがございしますが、そもそもこの予定価格というのはどういうものとお考えかお答えいただきたいと思えます。

副委員長(谷口隆徳君) 得字財政課主幹。

財政課主幹(得字繁美君) お答えをいたします。

予定価格の言葉の定義自体は自治法上で定められてございませんけれども、第234条の中で、普通地方公共団体は予定価格の制限の範囲内で契約するとなっております。これがいわゆる上限拘束性の根拠でございまして、そこで、予定価格の解釈でございますけれども、旧建設省中央建設審議会の第二次建議の中で、「予定価格は、標準的な施工能力を有する建設業者が、それぞれの現場の条件に照らして、最も妥当性があると考えられる標準的な工法で施工する場合に必要な経費を基準として積算される」価格とされてございまして、一般的にもこの解釈になると考えておりました、契約する際に発注者が契約金額の上限を定めまして、契約金額を決定する基準としてあらかじめ作成する価格を予定価格といたしております。

予定価格の設定に当たりましては、地方自治法上にも規定がございまして、国の考え方に準じて設定しております、工事におきましては設計書をもとに実施されますことから、予定価格は通常、設計金額を基本に設定されると考えてございます。

以上でございます。

副委員長(谷口隆徳君) 井上委員。

委員(井上久嗣君) 今お答えいただいた部分も私は承知はしておりますが、土別市の契約事務に関する規則にも、「予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めるものとす

る」となっております。ここにも適正という言葉が出ております。今御説明がありました第二次建議と言われてます旧建設省の、これは昭和58年に発表されたものに書かれている部分ですけども、今復唱になりますけれども、「予定価格は、標準的な施工能力を有する建設業者が、それぞれの現場の条件に照らして、最も妥当性があると考えられる標準的な工法で施工する場合に必要な経費を基準として積算されるもの」ということで、これをそのまま解釈いたしますと、標準的な工事を標準的な仕組みの中でやるのには必要な金額というふうにもとれる部分と私は解釈しております。

また、2004年の参議院の予算委員会の中の政府答弁でもこのように言われております。予定価格の積算に当たり、適正な品質を確保するために必要な労務費、資材費、機材損料、諸経費等々を工種ごとに積み上げて標準的な価格を算定しているところだ。実態の調査に基づき算出される価格は適正な価格であるという政府答弁も出ております。これをそのまま普通に理解しますと、本来の標準的な必要な価格が予定価格であるという部分で私は理解しておりますが、合併時の平成17年9月1日から土別市は予定価格の事前公表の試行をされております。土別市予定価格事前公表試行に関する実施要綱という中で定められ、今はされてるわけですが、その意義を改めてお伺いするとともに、その効果はどのようにあったかお知らせいただきたいと思っております。

副委員長（谷口隆徳君） 得字主幹。

財政課主幹（得字繁美君） お答えをいたします。

過去、入札の透明性を図るために全国的にさまざまな手法が講じられてまいりました。業者が入札前に予定価格を探ろうとする不正な動きを防止するということが効果があるとされまして、各自治体でも施行されてございます。その施行の結果、入札結果も高どまりになってないというデータがございましたので、土別でも平成13年度より3,000万以上の工事につきまして施行してまいりました。その後、16年3月1日より対象工事を拡大して、今日まで試行という形で実施してございます。

事前公表を実施いたしますと、施工能力、それから積算能力のない会社も落札できると。それから、予定価格が事前にわかっているので談合につながりやすいという欠点もございます。そこで、これらを克服するために、土別市としましては、積算内訳書を入札時に提出させる、それから、施工能力に応じた業者を指名する、あるいは指名業者を事前に公表しないといった方策をとってまいりました。

過去の事前公表を実施した平均落札率を申し上げますと、平成13年度には94.80%、平成14年度には96.83%、平成15年には96.75%、16年には94.63%、平成17年には94.06%、平成18年には94.85%、平成19年、これは11月5日現在でございまして、93.39%となっております。ここ数年94%程度に推移してございまして、高どまりになってない状況でございまして、

また、地方公共団体では法令上の制約ございませんけれども、弊害が生じた場合は是正が求められておまして、土別市では平均落札率では急激な上昇になってないということで、当面

現行のまま実施したいと考えてございます。今後、落札率の状況が変われば、その段階で事後公表に変更するなど対応したいと考えてございます。

それから、参考までに申し上げますが、北海道内の各市の状況を申し上げますと、全工事事前公表で行われている市というのが23市でございます。現時点でございます。それから、事前、事後の併用をしている市が8市と。それから、事後公表のみが3市となっております。事前公表が主流になってる状況でございます。

以上でございます。

副委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 今お話があったとおり、国は基本的に事前公表はしておりませんが、これ時代の流れといいますが、財務省が平成18年、去年の12月28日に発表してます、これ非常に長いんですが、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく入札契約手続に関する施策の促進に関する実施状況調査の結果についてという非常に長いものを発表しまして、そこにも平成18年12月28日現在の発表によりますと、18年4月1日で、これは政令指定都市を除きますと、事前公表のみもしくは事前公表及び事後公表の併用を合わせると、今言ったように政令指定都市を除いた市区町村の61.6%が公表していると。その2年前の16年度が44.8%でしたので、確実に事前公表が進んでいるというのが時代の流れかなというふうに見ております。都道府県は85%から90%弱という範囲で推移をしております。

それで、特に都道府県は進んでるんですけども、市町村がどんどん事前公表が進んでいるというのは今の流れの1つなんだろうと承知はしております。

それで、そもそも、先ほど予定価格の説明がございましたけれども、予定価格というのは本来のその文言とかとらえ方を見ますと、基準値で適正な価格であるという大前提で考えますと、その積算には、例えば地方自治体、発注者側が適正な単価を真剣に積み上げましてつくり上げるわけです。当然、入札される業者も適正な工事ができるように真剣に積算をされるわけです。結果的に同じような金額になったと。ということは、言い方によっては、予定価格が非常に適正に設定されていたという見方もあるんですね。落札率がひとり歩きしているという部分も私はちょっと感じるわけですけども、落札率が高どまりしちゃうのは、予定価格が適正に設定されているという考え方もある面私はうなずける面もあるんですけども、先ほど事前公表の前と後とで落札率の違いは94~96%の前後で、多少年によって前後しますけれども、それほど大きな差がないという現状もあります。

それで、例えば予定価格に対する落札率が幾らかということで、予定価格と落札率が非常に注目されるわけなんですけれども、例えば同じような工事が2年、3年、複数年に発注された場合、例えば最初の工事が90%で仮に落札されたとします。その次の年にまた同じような工事を発注する場合は、予定価格が、通常、価格が引き下げられるということが少なからずあります。したがって、そういった工事を前と同じ落札率で落としていき続けましたら、例えば1億を90%で落札しますと9,000万。9,000万で、次の年同じような工事をまた1億で予定価格が出

れば別でしょうけれども、予定価格を下げることによって最終的に落札率は100%に収れんされていってしまうという、そういう自然な成り行きとも思えるような状況もないとは言えないわけですね。

先ほど御説明ありましたけれども、日本には上限拘束性というのがありまして、予定価格を超えた入札者は無条件に失格になるわけでありまして、欧米ではこのような日本の予定価格という考え方はありませんで、上限拘束性もありません。そういう国が多い中で、当然予定価格を超える、向こうでは予定工事価格と言いますけれども、超える場合も落札される場合があると聞いております。

それは横に置いておきましても、日本は予定価格の上限拘束性があるということですから、予定価格の積算の精度の高さが非常に重要な問題となるわけです。なぜなら、予定価格が確定いたしまして、そして公表された時点で絶対的なものとなってしまいます。発注者側が積算したものが絶対的なものである限り、積算単価のミスだとか抜け落ちを含めて積算ミスがあってはならないということになります。仮に何らかのミスにより予定価格が本来の適正な価格より低く設定してしまった場合などがありますと、業者は赤字覚悟でも入札するか、入札に応じられないなどの問題が起きてしまうからですね。

それで、ある程度大きな公共工事などの場合、設計や積算を設計コンサル会社などにさせることとなるんでしょうけれども、そういった場合の予定価格の積算はどのような流れで行われ、また発注者側としてその積算のチェック体制をどのように行われているか教えていただきたいと思えます。

副委員長（谷口隆徳君） 土岐建設水道部次長。

建設水道部次長（土岐浩二君） 先ほど得字主幹の方からも申し上げましたけれども、基本的に予定価格の設定については、設計内訳に基づいてその額を設定しております。原則的に、標準設計要領であるとか標準単価、これをもとに設計事務所なり、単独事業であれば市の方で積算をしてございます。北海道においては道の単価というものもございまして、一部市場単価で、積算資料であるとか、物価版的な市販された単価資料をもとに積算をしております。それらにないものについては、見積もりをとって設計単価を算出の上、きちっと精査をして設計書として仕上げさせていただきます。

そのチェック体制につきましては、特段設計審査室であるとか検査室であるとかというような組織はございませんけれども、通常の決裁系統の中で、担当課あるいはその部でチェックをし、更に契約担当であります財政課の方にもその設計書は決裁として回っておりまして、その中で予算額との比較、あるいは平米、ものによってはメートル単価といいますが、そういった常識的な範囲での比較をなされて、大きなミスはないと。それから、設計内訳の算出につきましては、基本的にコンピューターがかなり発達をいたしまして、積算システム等が出ておりますので、原則として違算というものは今ないものというふうに考えております。

以上でございます。

副委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） そういうお答えになるとは思ってましたけれども、自治体側等の発注者側がするという積算は基本的にミスがないという前提で、それは土別市に限らず行われてると思うんですけれども、でもやはり人間ですから、これはあくまでも一般論ですけれども、ミスがあっても当然というシステムが、そういう前提が必要じゃないかと私は思います。

土別市の場合、今お話がありましたけれども、予定価格を事前公表する際に、入札業者に設計書、仕様書、そして積算内訳書等を公表してると思いますが、その積算内訳書の中には、例えば直接工事費では必要な資材の数量ですとか平米数だとか立米数ですとか記載されてますが、当然積算単価は公表されておりませんね。これはどのような単価で積算をしているかと公表してしまいますと、その後の入札に不都合が起きるとのことだと思いますけれども、その直接工事費ですとか間接工事費、一般管理費等々すべてを積み上げたものが最終的に予定価格となって、その総額が公表されますね。そして、今言ったように積算数量も公表されます。でも、積算単価は公表されない。

これで、人間のすることですから、もしミスがあったときにはわからないんですね。予定価格の事前公表を今後も続けていくんでありましたら、積算単価の公表が無理だとしても、一定項目ごとの積算合計値ぐらいは一緒に事前公表するのも私は1つかなと思います。これはあくまでも予定価格の公表後にはなってしまいますけれども、それなりの官民相互のチェック機能がある面働くと思うんですが、そういった仕組みは可能でしょうか。

副委員長（谷口隆徳君） 土岐次長。

建設水道部次長（土岐浩二君） ただいまのお話のとおり、入札前の縦覧等の設計内訳につきましては数量のみ公開ということでございまして、単価は公表しておりません。しかし、歩掛りなど標準的な積算基準、あるいは労務単価などの国が示している設計単価、その他の先ほども申し上げました単価資料に基づく公表されてるような単価については、すべてどなたも知り得ることができるようになってございます。一部、その見積もりの部分でありますとか地域単価の特殊なものについては、お話のように公表していませんので、わからないようなことになるわけですけれども、大部分が業者の方にとりましては設計の資料としての中身が把握できているものと思っておりますので、現在の数量と図面等で十分適正な入札価格が積算できるものというふうに考えております。

内訳のコスト等の公表でございまして、先ほどお話ありました16年3月の全工事の予定価格事前公表に至りましたときに、市民の求めに応じまして、事後でございまして、工種ごとの内訳といいますか、工種ごとの概略の金額を公表できるようになってございます。ただ、現在までどなたからも1件もその求めはなされておられませんから、実際にしていません。

北海道におきましては、事後でございまして、契約後にそういったコストごとの、工種ごとの金額等を後日縦覧をしているということもございまして、それらの国等の動きも含めながら今後検討してまいりたいなと思っております。

以上です。

副委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 予定価格の公表が進んでいるという時点の流れでは、透明性を今後も進めたいという流れで進んでいると思うんですけども、どちらにしましても日本の全体を含めまして、予定価格の内訳の秘密主義とは言いませんけれども、そういった感じが公共工事の不透明な感じを印象づけているという思いもあります。これは、従来からこの日本の進め方、予定価格は、もう積算は建前上すべて自前でやるんだということが前提になってますので、こういうことになるのかなとは思いますが、土別市議会で海外のことを言っても後ろから何か言われそうですけれども、例えば海外では、まず原案をつくる時点から、発注者が入札予定者に事前協議を繰り返しながら、最終的にプロセスを踏みながら、代案やコメントを求めながら、結果的に工事費節減、工事短縮、工事安全度を高めていくという考えで進んでます。

これ、似たような形で実は国でも一部試みが始まっておりまして、去年の国交省の中国地方整備局で詳細計画審査方式という試みが行われてます。これは入札前に応募者から施工計画の提案を求めて積算に反映する仕組みなんですが、応募者に一定の制約条件を指示して詳細な施工計画の提案を求めながら、改善策を提案し、対話によりながら予定価格のもととなる施工計画を見直しをしようという施工なんですけれども、結果的に当初より、国交省が算定していた予定価格より下がったという方式なんです。

これはまだ一長一短あると思うんですけども、基本的に、先ほど言ったとおりすべて発注者が自前で決めるというよりも、民間の力とアイデアを基本計画の部分から取り入れながら、場合によってはこういう工法を入れた方が安上がりですよ、工期も短くできますよという民間のアイデアというのはそれなりにあると思うんですけども、そういったものを基本設計の部分から取り入れていこうという1つの試行だと思います。

こういう考え方も土別市の場合も、一部でも構わないんですけども、何か、先ほど言いましたようにすべて発注者側が自前で用意するという考え方から一步踏み出した新しい仕組みづくりを今後考えられないかと私は思うんですけども、そういう方向性は今後お考えになる可能性はございますでしょうか。

副委員長（谷口隆徳君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） お答えいたします。

新しい入札の考えですけども、委員さんがおっしゃったように、今の日本の入札制度というのが、あくまでも標準的な工法を予定価格としているということで、その予定価格を上回ったりすることは当然あり得ないと。そういう発注者側のそれは理論だろうというような批判というのも実際にあるようでございます。欧米諸国の方では、確かに予定価格ではなくて予定工事費という考え方で、その根拠としては、請負業者が、その業者が持っている自分らの技術、それとか経験とかに基づいて独自に得意な施工方法、そういったものを検討しながらやっていくというようなことがあるようです。ですから、そういう工事が望ましいと。国の方でも、最近

は企業の業績とかそういったものを考えて、入札価格だけでない総合型とか総合評価方式とか提案型の入札制度も行われているようでありまして、先ほど委員さんがおっしゃられた中国地方の件は、恐らく島根県のダムの仕事だと思いますけれども、応募者と事前に協議して予定価格を下げたという事例も承知はいたしております。

そういうふうなことを背景にして、確かにこれから全国的に入札そのものの仕組みは変わっていくというふうに考えておりますし、そういった必要性も感じてはおりますけれども、例えば総合審査方式だけを導入しようとしても、我々のような小規模な自治体では、結局それを審査するような第三者の委員会と、そういったものの設置とか難しい課題というのはまだまだあるのかなというふうに考えております。

それと、どうしてもそれに該当するような工事、例えば過去にも大きな工事であれば住民の意見を聞いたりとか簡易プロポーザル方式といったようなものもありますけれども、そういったものもかなり時間がかかるのかなというふうな気がしております。

まず、いずれにしても、いろんな課題というものを考えながら、もう少し国の方の動き等も見ながら、時間をかけた中で検討していかなければならない課題かなというふうに感じております。

以上でございます。

副委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 私は、公共事業が高どまりすればいいと言ってるわけでは当然ありませんで、最初に言ったとおり、納税者からお預かりした貴重な財源を公共工事で最も有効に適切に使うために入札制度があるというのは理解してはおります。しかし、根本的なところでまだまだ改善できないという思いがあるのが事実でありまして、この予定価格というのが絶対的な数字だという部分と、落札率がなぜかひとり歩きしていると。貴重な財源を有効に使うためにも、基本設計の段階から民間の知恵をもっと広く導入し、結果的によいものが割安につくられれば一番いいことではないかなと思っている部分です。

この地域で非常に重要な産業であります、またすそ野の広がり幅広い建築、土木業者が、もし公共事業を受注していてもどんどん疲弊していくとか、また、仮に赤字覚悟でも受注をせざるを得ないような状況があったとしてはいけないと思います。

これから新士別市の総合計画が策定されようとしております。今後も多くの公共事業が予定をされておりますけれども、最後に一言、どちらでもいいですけども、何か一言あれば、この質問は終わりたいと思います。

副委員長（谷口隆徳君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） 入札制度そのものをこれから、来年からも若干見直しも入りますけれども、いずれにしても大きな事業なんかであれば、ただ単に落札率が低ければ、それを落札者と決定するというわけではなくて、例えば総合評価方式、そういったものもこれからは取り入れていって、その業者の持っている技術等も勘案して、予定価格の範囲内になりますけれども、

多少、第2位の落札者にそれが落札されると、よりよいものをつくっていくというようなことはこれから考えていかなければならないというふうに思っております。

以上です。

副委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） それでは、2番目の姉妹都市、友好都市交流について御質問をさせていただきたいと思います。

士別市は、皆さん御存じのとおり平成11年7月3日にオーストラリアゴールバーン市と姉妹都市を提携しております。翌年の平成12年10月6日に愛知県三好町と友好都市を提携しております。この姉妹都市、友好都市の提携は今多くの自治体で行われておりますが、人的交流や文化交流とかスポーツ交流等々、多岐にわたり全国各地で行われております。士別市もこの2つの御縁をより有意義なものに進めていくことが非常に重要なことだと私も承知しておりますが、初めに、ここ数年の姉妹都市、友好都市の実績をお教えてください。

副委員長（谷口隆徳君） 鈴木企画振興室長。

企画振興室長（鈴木久典君） お答えをいたします。

交流事業の実績ということでございますけれども、過去3年ぐらいのスパンでお答えをさせていただきたいというふうに思います。

まず、三好町との交流でございますけれども、平成17年、これは士別市からは議会、あるいは自治会、少年サッカーや野球、これらで115名が三好町を訪れています。三好町の方からは、議会、区長会、農業委員会、それから少年野球、サッカーということで、総勢171名が士別の方に来られています。18年につきましては、士別の方からは議会、あるいは市の職員、これは研修ということになりますけれども、少年野球、総勢で62名。三好町からは、よさこいソーラン、それからハーフマラソン、少年野球、サッカー、これらで122名。19年、今年になりますけれども、士別の方からは、毎年行っております産業フェスタへの参加、それから今後、少年野球、あるいはサッカーの交流が予定されています。それから、三好町からは、今年は法人会、それから少年野球、サッカー、小学生研修等々で来られていますので、ほぼ昨年並みの交流人数になろうかなというふうに見込んでいますところでございます。

一方、ゴールバーン市の方でありますけれども、平成17年、この年は士別からは農民交流訪問団が10名行かれています。それから、ゴールバーン市の方からは、マルワリーの高校生11名が士別の方に来られています。18年につきましては、士別の方からは5名の高校生が短期留学研修にゴールバーンの方へ訪れていますし、今年はゴールバーンの方からマルワリー高校生9名が士別の方に来られて研修をしているという状況でございます。

以上です。

副委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） 一般的に姉妹都市、友好都市の交流としては、まず最初によく行われるのは教育交流と言われております。これは、例えば士別市の場合、ゴールバーン市の、今お話も

いただきました中でもありましたが、高校生の短期交換留学が行われております。次に、その一歩先に文化交流ですとかスポーツ交流、今御報告いただきました三好町の中では、もう既に少年サッカーですとか少年野球、よさこいの関係も含めて進んでいるという状況だと思います。最終的には、理想的には経済交流まで進めばこれは一番いいことだと思っておりますけれども、これは非常に難しい部分がありますけれども、特に国内の三好町におきましては、三好産業フェスタですとかお祭り等々の参加交流を通じまして、今後の広がりがさらなる経済交流にもう一歩進めばいいかなと思っております。

三好町は国内という地理的なこともございまして、年度ごとの今御報告のとおり、多少の増減はあっても多くの交流事業が進んでいるところでありますが、しかしながらゴールバーン市との交流は、ここ数年教育交流に当たります今の高校生の短期交換留学に限られているという現状がございまして。ここでもう一歩進んだ市民交流、文化的な交流を進めるべきと思いますが、いかがお考えでしょうか。

副委員長（谷口隆徳君） 鈴木室長。

企画振興室長（鈴木久典君） お答え申し上げます。

ゴールバーン市との交流ということでございましてけれども、平成11年に姉妹都市を提携して以来、ふるさと会を中心とした市民交流、更には先ほど申し上げました高校生の短期留学研修事業、これに取り組んできているところでございます。

この短期留学研修事業については、平成14年にJ C が創立45周年の記念事業で高校生を派遣して、このことを契機に、次からは国際交流協会が隔年で相互に高校生の派遣事業を行っておりまして、参加した人、あるいは受け入れを行った人からは大変高い評価もいただいているところでありまして、受け入れを行った人の中には、今でもまだ交流が続いているというような事例もお聞きをいたしております。

この高校生の派遣事業については、参加者など予算的な面からそう多くないという状況にはありますけれども、また一方でホストファミリーの確保ということも大変難しいという課題もあります。先ほど申し上げましたように高い評価もあるということで、受け入れの窓口となっている国際交流協会の方ではいろんな苦労があるかというふうに思っておりますけれども、今後とも協会とともに継続してこれは実施してまいりたいというふうに考えているところでございます。

更に市民交流ということで今お話がありましたけれども、平成17年に農民交流が実施されて以来、市民交流というのが今実施されていないという現状にはございます。それで、ゴールバーン市との交流につきましては、当初は教育交流を行うということを主な目的にしてきたという経過もありまして、この教育交流が一定の軌道にのってきたということもありますので、今後はまた更に市民交流の活性化ということを図っていくことが必要ではないかなというふうには思っております。この市民交流の活性化、特に多くの市民の方々がゴールバーン市との交流に参加してもらおうということが重要なことですので、行政の役割としては、広くゴール

バーン市を紹介したり、あるいは交流の目的やきっかけづくり、これらについて今後とも国際交流協会とともに連携を深めながら努めていきたいというふうに考えております。

以上です。

副委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） そこで、今後また市民交流とか文化的交流を進めていくということになりますと、例えば今ゴールバーンに限って話をさせていただきますけれども、何回か同じ方がゴールバーン市に行くということになります。これは、例えば受け入れるゴールバーン市にしても、毎回伺う方が全員総入れかえとなりますと、人的交流というのがなかなか難しい部分があります。特に文化的なことも含めますと、同じ人がやっぱり何度となく行くことによって、もちろん向こうからも来ていただくことにはなるかと思えますけれども、つながって、人的つながりが深まっていくという部分があると思うんです。

現実的に、今士別市人材育成交流事業実施規則というのがありますけれども、これは早く言いますと、補助の部分だけの話をさせていただきますと、10年の間に、初回行かれる方は2分の1の範囲に補助をいたします。ただし、2回目につきましては4分の1以内といたしますということです。これはどういうことかといいますと、例えばゴールバーンに行くと、最初は半分、これは一部食費とか若干観光的な部分が入りますと、そこを除外されるわけですが、おおよそ半分近くを補助をいただけるわけですが、2回目は4分の1ですから75%、場合によっては、先ほど言った除外される部分を抜かしますと8割近い個人負担で行かなければならないということになります。それで、先ほど言ったように人脈というか人的交流をする部分において、例えば公の組織を代表して行く方が、この規定にのっとって10年の間に複数回、士別市とゴールバーン市の姉妹都市という看板を背負って仕事を7日も8日も休んで行っていただいても、初回は半分だけでも、2回目は8割近く負担してくださいよということになってしまいます。

これは、この人材育成交流事業実施規則という取り決めをしたというのは、基本的には貴重な基金を多くの市民に有効に幅広く使っていただくということは重々わかるんですけれども、例えば国際交流協会の役員のような方が会を代表して出席されるような場合、2回目からは先ほど言ったような計算になるというのは、非常にかわいそうという言い方は失礼けれども、負担が多過ぎるなと思います。これは部分的なことで構いませんので、公に認知された団体を代表して行かれる場合には、何らかのもうちょっと改善されるべきと思いますが、いかがでしょうか。

副委員長（谷口隆徳君） 鈴木室長。

企画振興室長（鈴木久典君） お答え申し上げます。

交流事業、これは平成11年にゴールバーン市との姉妹都市提携、それから平成12年に三好町との友好都市提携ということを契機に、この交流事業を促進するというので、この規則を見直しをいたしまして、それまで人材育成の場合は原則1回の利用ということで制限をさせてい

ただいていたものを、交流事業が加わったということで2回までの利用回数という形に直させていただいた上で、補助率も2回目については25%、4分の1ということにしてきた経過がございます。

今お話にありましたように、交流事業という性質上、同じ人が重複してしまうということについては十分理解をするわけでありますけれども、一方では、議員のお話もありましたように、公金の活用ということもありますので、利用することについての公平性を確保すること、あるいは交流事業をやっていく上で、一定の人に偏るのではなくて、多くの人に交流に参加してもらうということを大きな目的にこの見直しをした経過がございます。

継続性を確保する上では、利用回数に制限を設けない方がいいのではないかというようなお話でありましたけれども、人材育成交流事業については、三好町とゴールバーン市だけの交流を想定しているものではないということもありますし、現行の今の制度というのを今後も継続して実施をしていきたいというふうに思っております。

ただ、ゴールバーン市との交流については、平成21年に提携してから10周年ということになります。一方、三好町についても、平成22年には提携後10周年という記念の年を迎えるということもありますので、今策定しております総合計画の中でも、何かこの年には記念事業的なものがないかということもちょっと今考えているところでもあります。例えば、こういう年には派遣団の実施がなされたり、いろいろされるというふうに思いますけれども、このような特別な状況にある中では、例えば今議員お話にありましたように、団体を代表して参加される方、これらについてはこの制度の対象からは一時的に除外するといったようなことも1つ方法としてはあるのではないかなというふうには思っております。今回の議員の方から御提言がありましたことについては、今後人材育成交流事業委員会、この中でもいろいろ御検討させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

副委員長（谷口隆徳君） 井上委員。

委員（井上久嗣君） ぜひ御検討いただきまして、友好都市、姉妹都市の交流が更に実りあるものになることを期待いたしまして、私の総括質問を終わります。

副委員長（谷口隆徳君） 牧野勇司委員。

委員（牧野勇司君） 総括質問を行います。

18年度の決算を見させていただきますと、それぞれ各職員の皆さん方の御努力もあったと思うんですが、3億7,000万円ほどの一般会計においては黒字決算になってございます。しかし、一般会計からの繰り出し金について見れば、特別会計あるいは企業会計に対して、決算書を見ますと19億6,570万円繰り出しを行っている。特に市立病院についていえば、もちろん病院があるがゆえに入ってくる交付税等々は差し引いたとしても、それは別としても、一般会計から決算書によると約6億2,000万円繰り出しをしてございます。しかし、先般行われた病院の決算委員会の中でも明らかなように、単年度で約5億円の不良債務を抱え、累積で8

億2,000万円になっている。そうなりますから、今後行われる連結決算の中では、多分この18年度決算を連結にしますと2億円ほどの赤字決算になるのではないかと推計するのであります。

そこで、私は今回の決算委員会に当たって、徹底した経費を節減をし、そして最大の効果を上げるという視点のもとで、18年度決算の中でどういうふうに取り組まれてきたのか、その点も含めて、その点を視点にしながら質問させていただきます。

まず初めに、行財政改革についてでございます。

昨日の池田委員の答弁にもございましたし、私も議員に対して本年の7月23日に士別市行財政改革大綱実施計画推進状況ということで資料が送られてきました。これは18年度から22年度までの推進計画でございます。昨日もお話あったとおり、ここに出ているのは143項目中、実施、一部実施含めて47.5%の推進状況でありますと、こういう報告をいただきました。それで、この中から何点か質問をさせていただきます。

まず初めに、これは以前に、今質問に立った井上委員からも指摘がされていますけれども、この中にございます窓口サービスの充実の問題でございます。この中に、1カ所で市民の皆さん方が手続を終えられるように、ワンストップサービスというものを実施をしていきたいということでこの中に掲げられていますが、残念ながら平成18年度は未着手ということに結果報告としてはなっております。それで、このワンストップサービスがどのように今進められているのか御説明ください。

副委員長（谷口隆徳君） 石川総務課長。

総務課長（石川 誠君） ワンストップサービスについてお答え申し上げたいと思います。

このワンストップサービスの基本的な考え方でございますが、これにつきましては、市民の方々について、市役所にとっては最大のお客様であるということで、明るく、わかりやすく、親切で心のこもった対応が求められてきたところでもございます。そこで、旧士別市におきましては、第2次行財政改革大綱の実施計画、これは平成15年から、実質的には合併後におきまして17年度までということになりましたけれども、この中におきまして、市民の視点に立った事務事業の展開の推進という中で、来庁者に対するサービスの迅速性だとか、接遇、対応の質的向上を図るといったことを掲げまして、見直し、改善を図ってきたということでございます。

今委員からお話がございましたように、このワンストップサービスのいわゆる基本的な考え方としては、本庁舎に来庁される市民の方々等々が行政サービスを受けるに当たりまして、複数にまたがっていた窓口を1カ所に集約することで、利便性やサービスの向上を図るというものでございまして、この考え方につきましては、従前は本庁舎に限定されていたというような考え方でございます。一方におきましては、行政的な背景もございまして、市民の方々に対して行う各種の複数にまたがる行政サービスというものを、市民の方々個々人の選択によりまして、すなわち本庁舎1カ所のみではなくてそれぞれの外郭的なところ、そういうところでも同様の手続ができるという形で、総合窓口化というような考え方も含めまして取り組んできたというように御理解いただければありがたいというふうに思っております。

そこで、どういう進捗状況だったのかということですが、先ほど申し上げましたように、本庁舎に来庁される市民の方々等々が、どこに行ってもどういう手続をしていいのかわからないというような場合、そういった場合におきましては、本庁舎1階のロビーに税務課と市民課がございますが、こちらの方に、どこの課でどういうことをしているのか、そして、それらの担当者はだれなのかといったようなマニュアル本をお渡しをしております。そこで来庁者の方々が不案内の場合には対応して、御本人が移動されることなく、職員がみずからそこに行き手続を行うというような形で従前から推進をしてきたところでございます。

そういった中で、現在市民相談室等々がございますが、御相談や手続の行為を、来庁される不案内の方々につきまして、2階に行ってください、3階に行ってくださいという、いわゆるたらい回しのような状態を避けるということでこれまでも進めてきたということでございます。

以上でございます。

副委員長（谷口隆徳君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 説明はわかりました。ただ、18年度のこの報告の中では、まだこれは着手してませんと、こういうふうに書かれてるものですから今お聞きしたんだけど、もう一度確認しますけれども、市役所にお年寄りだとか、あるいは幾つかにまたがる手続に来た方については、税務課なり市民課の窓口それぞれ担当部課の方を呼んで、そこで手続をしているというふうな理解でよろしいんですか。

副委員長（谷口隆徳君） 石川課長。

総務課長（石川 誠君） おっしゃるとおりでございます。

副委員長（谷口隆徳君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 市民のお話を聞きますと、必ずしもそのようにはなっていない。今1階のフロアに、もと収入役が仕事をしていたあの部屋が市民相談室になってございますね。それから、保健福祉部にもございます。環境生活課にもあるということで、私はお年寄りの皆さん方が、例えば市役所に来た場合、いろんな手続にたらい回しにするのではなくて、1カ所に、職員がそこに来て、それで手続をしていただく、そういうことをきちっとやっていただきたい。これは市民の声もございますので、あえて申し上げます。

それから、例えば不幸にして離婚されると、こういう方なんかについていえば、実際お話を伺いますと、5カ所から7カ所市役所に行って、それぞれの窓口で手続を済ませなければならぬと、こういう複雑なものもあるわけですね。ですから、その点については、ぜひこういう部屋もできたんでありますし、市民サービスの向上の面からも実施をしていただきたい、こう思います。

それと、図書館で、ここにもありますけれども、住民票なり、これは16年から交付がされている。あるいは印鑑証明についても17年10月から申請交付がされている、こういうふうになっているんでありますけれども、どのぐらいの活用があるのかということと、それと、この改善計画にも出ていますけれども、戸籍事務を本庁一本化していくということでもありますけれども、

これがいつから実施をされていて、どのようなサービスになるのか、この辺も簡単で結構でございますから、御説明ください。

副委員長（谷口隆徳君） 石川総務課長。

総務課長（石川 誠君） お答えいたします。

まず、いぶきでの住民票の交付の関係でございますが、これは合併前の平成16年7月1日から実施をさせていただいております。それから、印鑑証明につきましては、17年10月1日から実施をしております、実績で申し上げますと、住民票につきましては、18年度におきましては165件、19年度10月末現在では99件の御利用をいただいております。なお、印鑑証明につきましては、18年度の実績につきましては150件、19年の10月末現在におきましては88件の御利用をいただいているというところでございます。

更に、もう1点御質問がございました、今後予定されるという中での1つとして戸籍の事務の電算化がございまして、これにつきましては、平成20年7月の導入に向けて現在とり進めているところでございますが、従前から本庁、3出張所、朝日総合支所で個別に管理されておりました戸籍を電算化いたしまして、本庁におきまして一元化することで、従前の交付場所に加えまして、いぶきにおきましても戸籍の交付サービスが可能となるというような中身でございます。

以上でございます。

副委員長（谷口隆徳君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） わかりました。それと、あと、今計画されていると思うんでありますけれども、市税初め各納付関係ですね、こういうものがコンビニなんかでも納付できると、こういう法的な問題もあるんでありますけれども、本市においてはどのような形で今進められているんでしょうか。

副委員長（谷口隆徳君） 石川課長。

総務課長（石川 誠君） お答えいたします。

今委員がお話をされました、今後の課題ということになるかと思いますが、現在本市におきましては、北海道電子自治体プラットフォーム構想、いわゆるHARP構想というのがございまして、各種の行政サービスをネットワーク経由で行い、認証などの共通機能を共同で構築するということを進めてございます。したがって、今後、各種の証明書だとか各種の届出書、更には納税関係、こういったものもこのHARP構想に基づいた形の中で今後検討してまいりたいというふうを考えているところでございます。

以上でございます。

副委員長（谷口隆徳君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） それでは次に、同じ改善計画の中で、幅広い視野を有する職員を育成をすると、こういう項目の中で、平成18年度、市民団体に対して行政職員を派遣をして、市民の皆さんと一緒に活動をしていただくということで、青年会議所の活動に土別市の職員2名が加わ

って一緒に活動されているということは私も承知をしています。これが2カ年間ということで当初は説明あったんでありますが、今後どうされていくのかということ。

それと、本年度は青年会議所が50周年を迎えて、私ども議員にも御案内をいただいて、多くの議員が式典にも出席をさせていただきました。そして、数少ない人数の中で、彼らは何とかがこの水郷公園を再開発したいという、そういう将来的な展望も抱えて、夏にはしべつの水の郷フェスタ、これが開催されましたし、あるいは秋には記念樹の植樹、タイムカプセルの森創設、こういった事業も行われました。私も両方出席させていただきましたが、ここに土別市の若手の職員も2人加わって一生懸命活動されている。私はそういう活動によって、大きくまた職員も成長しながら、市の職員として市民のための仕事ができるんじゃないか、こういうふうに思うんでありますけれども、この2年間で切れるわけでありましたが、ぜひ今後も引き続き若い次代を担う職員をきちっと青年会議所の皆さん方と一緒に活動できるような体制をつくり上げていただきたい、そう思うんですけども、この点についてはどのようにお考えでしょうか。

副委員長（谷口隆徳君） 鈴木室長。

企画振興室長（鈴木久典君） JCへの職員の参加についてお答えをさせていただきたいと思えます。

今のJCへの職員参加については、昨年の8月から2名を準会員として参加をしています。目的については、行政と市民活動団体の協働による課題発掘、あるいは解決、それからまちづくり運動への職員の参加というのを大きな目的にしておりまして、職員研修の一環として参加をしている状況でございます。JCが実施します人材育成あるいは地域活性化、青少年健全育成事業、これらを通じて市の職員としての意識の啓発、あるいは市民団体と行政との意思疎通の活性化、それから協働のまちづくりの推進ということで大変効果があるものというふうに思っております。今牧野委員からもそういうお話がありましたけれども、今後についても協働のまちづくりを推進するという上で、職員の意欲向上ということも目的に、研修事業の一環として派遣を継続したいというふうに考えております。

以上です。

副委員長（谷口隆徳君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） ぜひ新年度からもそういうことで継続していただきたいと思うんです。

それと、あえて答弁は求めませんが、このほかにも職員の提案制度の問題だとか、あるいはそれぞれの課において、ひとつ市民のために、市民サービスの向上に向けた改善事務を議論しながら実施をしていこうだとか、そういうこの改善計画の中には出てきていて、私も資料を要求いたしますと相当、百数十の項目が実は出てるわけですね。その中には、資金を必要としない、話し合いによって即改善できる項目というのが相当あるわけでありまして、ぜひ今後においても、職員の能力の発掘も含めて、この種のものは積極的に取り組んでいただきたい、こう思います。

それと次に、同じくこの改善計画の中で、公共施設の運営形態の検証ということで出ていま

す。これは保育所の勤務時間を早めるということから始まったことが一応触れられていますけれども、私はこういう厳しい財政状況でありますから、少し視点を変えて、別の施設についてちょっとお伺いいたします。

つくも青少年の家なんでありますが、この決算報告書を見ますと、18年度利用者数は7,007人、このように報告がされてますが、7,007人のうち士別市民は何%ぐらいなのでしょう。

副委員長（谷口隆徳君） 石川つくも青少年の家所長。

つくも青少年の家所長（石川宇多夫君） 7,007人の内訳でありますけれども、士別市内が3,481人、49.7%になっております。管内が1,370人、19.6%、道内1,833人、26.2%、道外323人、4.5%となっております。

副委員長（谷口隆徳君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 士別市民の利用が49.7%ということですね。約半分ですね。あと、これは365日のうち休みの日があるわけでありまして、開所日数は何日かということと、そのうち利用された日数は何日かということで、利用状況は稼働率何%ぐらいなのでしょう。

副委員長（谷口隆徳君） 石川所長。

つくも青少年の家所長（石川宇多夫君） 休館日の利用日数の関係でありますけれども、16年度、休館日は月曜日、それから祝祭日、年末年始ということになっておりまして、休館日については16年度、17年度、18年度いずれも71回あります。そのうち休館日を利用した日にちでありますけれども、16年度が20日、17年度が22日、18年度が22日、16年度は28%、17年度は31%、18年度は31%、大体30%程度は休館日であっても利用者の要望にこたえて開館をいたしております。

それから、開所日数での稼働率の関係でありますけれども、16年度は314日のうちの利用日数は172日で54.8%、17年度、316日のうち利用日数174日で55.1%、18年度、316日で利用日数は177日、56.1%となっております。

副委員長（谷口隆徳君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） このつくも青少年の家については、これは社会教育施設でありますから、当然青少年が団体生活等々しながら、そういう意味では研修を通して人づくりをしていくという社会教育施設でありますね。それで、全道の社会教育施設、こういうつくも青少年の家関係ですね、以前に質問を同僚議員からされてますが、これが幾つあって、その経営形態はどうなってるのか。例えば、NPO法人に対する指定管理者制度だとか、民間委託だとか、直営だとかあると思うんですが、これも簡単にお聞かせください。

副委員長（谷口隆徳君） 石川所長。

つくも青少年の家所長（石川宇多夫君） つくも青少年の家に類似する施設は道内で何カ所あるかという御質問でございます。19年10月末におけます北海道青少年の家連絡協議会の加盟施設は18カ所となっております。その内訳でありますけれども、独立行政法人が2カ所、道立の施設が7カ所、市町村立が7カ所、団体運営が2カ所となっております。また、そのうち指定管

理者制度を導入しているところは、18施設のうち8カ所となっております、その内訳でありますけれども、道立の全施設7カ所と札幌市の1カ所となっております。また、指定管理者の委託先8カ所の関係でありますけれども、財団が2カ所、民間が3カ所、NPO法人が3カ所となっております。

以上でございます。

副委員長（谷口隆徳君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 率直にお伺いしたいんですけども、石川所長は今年4月につくも青少年の家所長として行かれてお仕事されてるんですけども、先ほどの話だと18年度が利用率56%と、開館利用率ですね。その前後のお仕事も確かにあると思うんですけども、どうなんでしょうか、仕事の量としては。今職員の方2名いらっしゃるんですけども、相当忙しいような仕事の内容なんでしょうか。

副委員長（谷口隆徳君） 石川所長。

つくも青少年の家所長（石川宇多夫君） 確かに利用率は50%ということなんですけれども、これは今お話しされましたように利用された日のみでのカウントした数字でございます、そのほか宿泊されますと、宿泊者の日帰りの関係ですとかそういう利用者の対応、あるいは泊まった方ではアレルギーの対象の方もおられますので、そういう方に対する食事の連絡調整、あるいは食事の変更にも当然ありますので、食事部門との調整ですとか、あるいはパークゴルフ場も管理している、あるいはキャンプ場の受け付け、あるいは施設の補修もお金をかけない形でやっておりますので、そういう周辺の清掃作業も含めて作業をいたしております。また、冬に向けては冬囲い作業など、ここにカウントしない数字としてしなければならない作業は結構ありますので、その点については御理解をいただきたいと思います。

副委員長（谷口隆徳君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 社会教育施設ですから、私はこれは廃止するとかそういう問題ではなくて、やはりこれだけ市の財政も厳しいわけにありますから、ここに項目で出ているそれぞれの施設の運営検証をしていくという視点に立てば、やはりあそこの施設がどういう財政状況になっているのかということも含めて、所長なり教育委員会もしっかりとこれは検証する必要があると思うんですね。

今回の決算書を見せていただきますと、使用料収入は609万円ですね。収入はですね。それから、あそこにかかっている、もちろん臨時職員の皆さん方もいるわけでありまして、光熱水費等々もあるわけでありまして、食事についてはもう既に委託をしていて、外部からとってらっしゃいますよね。ですから、あそこで食事をつくることはない。管理経費は決算書を見ると1,853万1,000円です。ここでもう既に1,250万円の赤字を抱えるわけですね。あそこだけの経営でいきますと。それに、所長ともう一人職員の方がいらっしゃる。2名の人件費、事業負担分を入れますと多分1,500万は最低かかるでしょう。そうなりますと、あの施設を運営することによってやっぱり3,000万円、毎年これは赤字を生むと。社会教育施設でありながら、

こういうことを申し上げるのは大変失礼だけれども、赤字を生んでいるのは現実であります。10年で3億円であります。

それで、私は資料をいただいて、これをちょっと分析しますと、スポーツ研修所、大体1年間に1,600人ぐらいの方が利用されているという報告であります。それで、これは使用料収入約50万円ですね。利用日数も確かに少ない。調べてみますと大体年間30日ぐらいの利用日数だと思うんです、1年間の中でですね。しかし、これは体協に委託をしてるわけですね。かかっている経費も約90万円ですよ。そんな大きな赤字は抱えてないんですね。スポーツ研修所という名前だけれども、実質は、条例を見たり、あるいは使用している状況を判断をしますと、まさに社会教育研修施設みたいな形の中で運営されてますね。

ですから、私はこの種のもものは統合できないのかどうかという問題。それと、あの施設は相当古くもなってますから、今後どのように考えていくのかという問題。それと、あのすぐ隣にサイクリングターミナルがあるわけですが、あの施設は第三セクターに委託をしている。つくも青少年の家は直営でやっている。研修所は体協に委託をしている。三者三様なんですね。ですから、私はこういうものもきちっと検証して、このつくも青少年の家、こういう財源の時期でもありますから、どういう今後運営方法にしようと考えてるのか、この点はいかがでしょうか。

副委員長（谷口隆徳君） 佐々木教育部長。

教育部長（佐々木文和君） 私の方からお答えを申し上げたいと、こう思います。

スポーツ研修所とつくも青少年の家は確かに、今お話がありましたように、同じような利用者がいるわけでございますけれども、スポーツ研修所は社会体育及び生涯学習などの振興と普及活動を目的に平成15年に開設をいたしまして、食事などの提供はなくて、宿泊者が自主的に活用をいたしている施設でございます。今お話がありましたけれども、管理につきましては土別市体育協会に委託をいたしております、維持管理費については委託料を含めて年間約100万円で運営をいたしております。

一方、つくも青少年の家につきましては、おおむね5名以上の研修を目的といたしまして、日帰り研修や宿泊研修など共同生活を原則として、さまざまな生活体験や社会体験、更には自然体験を通して人づくりの場として昭和43年に設置されまして、主に青少年の研修を目的とする施設でございます。つくも青少年の家は従来から効率的な運営に努めてきておりますけれども、正職員の配置状況で若干説明をさせていただきますと、平成8年にはボイラー技士や調理師も含めて6人体制でありましたけれども、平成9年にはボイラーの資格を要しないボイラーを設置したことに伴って1名削減し、5人体制といたしております。平成11年から食事の提供を直営方式から民間に委託を行ったことに伴って4人体制とし、更に平成16年には主催事業を公民館や博物館等への移管を行い、社会教育施設の相互連携によりまして事業の効率化に努め、2人体制といたしまして、施設の効率運営に努めているところでございます。

そこで、スポーツ研修所とつくも青少年の家は、先ほど説明を申し上げたとおりでございます。

すけれども、施設の性格上、役割などが非常に異なっておりまして、また距離も離れているということから、両施設の一体的な管理については難しいのではないかなと、こう思っております。つくも青少年の家の管理につきましては、18年9月の第3回定例会においても菅原議員さんからも民間委託についてお尋ねがあったところでございますけれども、道内市町村の類似施設の動向や本市の財政状況、更には有効活用の度合いなど施設の効率的運営につきまして、さまざまな課題等が多数ございますので、更にどのような仕組み、方策をもって臨むのがいいのか等を含めて検討をさせていただきたいと、こう思っているところでございます。

副委員長（谷口隆徳君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 部長の今の答弁をお聞きすると、やはり経営感覚というのがかなり薄いと思うんですね。例えば、平成何年には職員6人ぐらいいたのを減らしてきましたよだとか、委託をしましたよと。私が今申し上げてるのは、平成18年度の決算で3,000万円というこういう赤字が出てるんですよということなんです。それともう一つは、そこまで言わなかったけれども、研修所と離れてるから運営がどうのというんじゃなくて、私は逆にいえば研修所が必要なんですかということまで実は言いたいですよ。この利用日数からしますとね。

ですから、やはりこういう施設というのは、つくもだけではなくてまだほかにもあると思うんですね、市の施設は。だから、やっぱりこれは積極的にきちっと、まして全道の状況、先ほど所長の話ですといろんな運営形態というのはあるわけですから。ですから、あそこに職員が例えばいなくても、こちらから行くことも可能でありますし、兼務してればですね。例えば、入所式、退所式いろいろあるわけでありまして。ですから、私はすべて委託だとかそういうことじゃなく、直営であっても運営方法はいろいろあると。ですから、そういうことも含めてきちっと検証していただきたい、そういうふう思うんです。

副委員長（谷口隆徳君） 佐々木教育部長。

教育部長（佐々木文和君） 今お話がございましたように、私どもの施設については、今委員がお話がありましたような形の中で、研修を含めて今後やっていきたいと、こう思っております。今お話にありましたように、3,000万という部分の中でのお話もございましたけれども、確かに、今言われたように、スポーツ研修所については日数的なものも含めて活用方法は少ないという状況もございますし、現状の中でそういうものを総体の中で検討をさせていただきたいなと、こう思っております。

副委員長（谷口隆徳君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 次に、入札制度の関係についてお伺いをいたします。

先ほど井上委員から入札制度の話ありましたけれども、私はこの入札制度の見直し、業務改善というところで、地域限定型一般競争入札の試行を行うと、こういうふうに改善計画ではなってるんですね。それで、平成18年度一部着手したと、こういうふうなことで書かれてるんですけれども、どういう内容で着手したんでしょうか。

副委員長（谷口隆徳君） 得字主幹。

財政課主幹（得字繁美君） お答えをいたします。

一般競争入札につきましては、今段階で事務作業を進めておりまして、実際に動きということではございませんで、この公共工事につきましては、より適正化を図るために公共工事の入札及び契約の促進に関する法律、またこれに基づく指針によって改善がされてきたところでございます。ただ、昨今公共工事をめぐる入札談合事件が相次いでおりますことから、更に透明性あるいは競争性の高い一般競争入札の導入を早急に図りますよう、国が地方公共団体に求めてございます。その具体方策が、国土交通省、それから総務省、地方公共団体で構成されます連絡会議におきまして、19年の2月に示されたところでございます。その方策の中では、すべての地方公共団体で一般競争入札を導入するとされておりまして、都道府県、それから指定都市は原則1,000万円以上について早急に取り組むと。それから、市町村におきましても1年以内に方針を定めて、条件整備をし、早急に導入することとされたところでございます。

これを受けまして、土別市でも来年度から一般競争入札の導入に向けて検討してございまして、対象の工事金額、あるいは業種という課題はございますけれども、地域を限定とした中で一般競争入札を取り込むことで現在作業を進めてございます。

以上でございます。

副委員長（谷口隆徳君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） ということは、18年度には、別にこれ着手をしたということではなくて、今19年度から始まると、そういう意味ですね。

それで、地域限定型一般競争入札なんですけど、地域の限定の問題なんですよね。一般競争入札というのは、これは競争の原理がありますから、これは当然必要なことだと思うんだけど、土別市はこの地域限定型一般競争入札、例えば市の公共事業ですね、市が発注する事業、こういうものについては今までは指名競争入札なわけでありまして、これは地域限定ということは、例えば土別市に限定をした一般競争入札をしていただくと、こういうとらえ方でよろしいんですね。

副委員長（谷口隆徳君） 得字主幹。

財政課主幹（得字繁美君） お答えをいたします。

この一般競争入札でございますけれども、不特定多数の業者が参入できるということで、不良不適格業者も参入する可能性があるということで指摘がされてございます。そこで、地元経済への影響もかなりございますので、土別地域を限定とした一般競争入札の導入を考えてございます。

副委員長（谷口隆徳君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） ぜひ土別市を限定した、土別市の事業については、そういう競争入札をしていただきたい。これは、こう見ますと、市外業者についても格付けを実施するというようなことも書いてあるものですから、あえてその辺の確認も含めて申し上げました。

それと、地域限定型の競争入札という点でいけば、実は今翔雲高校が、これは北海道の事業

であります、増築されています。資料を取り寄せますと、これは17年度から教育局が、ぜひ間口を、合体をして1増をするということで、5間口にするということで、北海道が増築計画をやってるわけですね。なおかつ、これは土別市民なり、あるいは各団体の土別における皆さん方の相当な理解もあって、これは翔雲高校ができたわけでありましてけれども、これは簡易公募型指名競争入札ということ北海道がやったんですね。

行ってみますと、給排水だとか電気は一部土別も業者が入ってるようではありますが、増築については富良野の業者が引き受けて、富良野の業者がやっていると。確かに競争入札でありますから、どこの業者が請け負うということまで私が申し上げる必要ないんでありますが、これ見ますと、上川、留萌、宗谷全域にわたる簡易ということで書類を提出して、その中で競争入札をさせてるのが北海道のやり方。

ところが、北海道の中でもいろいろ調べてみますと、地域限定に絞って競争入札をさせているという入札方法もやってるんですね。ですから、私はこの土別を中心に、合併した朝日、あるいは和寒、剣淵、こういうところが翔雲高校をかなり多くの皆さん利用するわけでありましてから、北海道もやはりそういう地域に限定した競争入札というのはなぜできなかったのか。

市長は今日まで、地元における道なり国のいろんな事業については、できる限り地元の業者の皆様方が受注できるような、競争に参画できるようなそういう体制を組みたいんだと、要請していききたいと、こういうこともおっしゃっていたんだけど、もちろん土別の業者もこの入札には参加したけれどもとれなかった、これはあるんだけど、余りにも留萌、宗谷、上川という幅の広い分野の競争入札になってるのが私はどうも解せない面があるんでありますけれども、この点についてはどういう要請がされてきたんでしょうか。

副委員長（谷口隆徳君） 吉田総務部長。

総務部長（吉田博行君） お答えいたします。

まず初めに、指名競争入札の着手の関係でございますけれども、18年度から資料を集めて、それで検討に入ったという意味で着手ということになってございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それと、あと翔雲高校の関係でございますけれども、これは道の関係でありまして、私どもが聞き及んだところによりますと、例えばこの工事につきましてはAランクの工事ということで、20社をめどに地域を決めている、こういった考えの中で、例えば上川地域のみでもそういった対応はできるわけでございますけれども、例えば、上川のほかに留萌とか宗谷、こういったところにもいろんな工事の関係が出てくるわけございまして、道としてはそういった関係も含めて、上川、留萌、宗谷を交えた翔雲高校の入札を行った、そういったことは聞いております。

それと、今のこういったいろんな公共工事の要請の関係でございますけれども、国や道の公共工事につきましては、多くの地元業者が参加できるようにするためにということで、これまでも、例えば北海道開発局とか旭川建設部、更には北海道の皆さんと土別の地元の要望、こ

ういったことをお話しする段階で、こういった方々に対して地元の業者の参加ができるように、こういったことは常々から要請はしているところでございます。

以上でございます。

副委員長（谷口隆徳君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 発注元が北海道ですから、土別が発注者でないので余り権限はないと思うんでありますけれども。ただ、例えば岩見沢の学校の補修工事なんかにしましても、同じ北海道建設部長が入札の公告してる中では、これは地域限定型ということできちっと指名をして、地域を限定してやってるんですね。ですから、要望の仕方によっては、ましてこういう教育施設ですから、できる限り地元のこういう中で仕事をしていただくというのは私は基本だと思うので、そういう意味ではどういう要請をしたのかなということがちょっと気がかりだったものですから、質問させていただきました。

それと、これに関連して、平成18年度から国営農地再編整備事業について調査研究に入りますね。18、19、20年度が調査、21年度から8カ年で約130億円の事業が導入をされると、こういうことでありますね。これは一般質問なんかで山田議員も指摘をされているわけでありまして、私は今、こういう北海道の入札の執行状況なんか見ますと、まして国でありますからこれだけの大きな事業になってまいりますと、単年度で割っても1年間16億円掛ける8年で130億ですね。ですから、相当きちとした要請行動を行わないと、今申し上げられたように、どんどん上川北部地域、北北海道地域なんかでのこれだけの事業が競争入札になってきますと、地元も、努力はしてもなかなかそれをとることができない、あるいはどんどんと競争になりますと、入札価格も下がるわけでありまして、先ほどのお話じゃないけれども、仕事をとっても赤字状況になる、こういう実態も生まれるかもしれない。

それで、このものについては先進地、道南の方で、こういう国営事業について、でき得る限り事業を細かく分割をして、そして地域限定型なんかで国も入札行為を行っている事業もあるように聞いているんですね。ですから、ぜひこの点についてはしっかりと市長初め市の関係者の皆さん方も国なりに対して要請を行いながら、こういった事業が地元の業者が受注を受けられるような、もちろん競争でありますけれども、そういう機会が生まれるようにぜひ努力をしていただきたいと思います。

副委員長（谷口隆徳君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君） 今牧野委員から御質問のありました国営農地にかかわっては、地元の業者も大きな私は期待があると思いますし、私自身も開発局等ともしょっちゅう、この事業だけは北海道のこれからの農業のサンプルにしてもらいたいというぐらいのことでいつも接触しておりますので、いよいよ21年からこの工事に入っていきますので、その入札関係、いろんな要望というのはやっぱり20年度中にきちっとしとかなきゃならないと思いますので、その要望というのは、やはり地域の皆さんが本当に困っているこの現状を、目の前でその工事がどんどん進められていくなんていうことは本当に情けない話になるので、何とか御配慮いただきたいと、

今までも言ってきておりますし、これからもなお続けていきたいと、そのように考えております。

副委員長（谷口隆徳君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） ぜひその点の御努力をよろしくお願いをいたします。

次に、救急医療の関係についてお伺いをいたします。

平成18年度の救急車の出動件数、これはわかりますか。

副委員長（谷口隆徳君） 藤森市立病院事務局長。

市立病院事務局長（藤森和明君） 実は消防の方で従前1回調べたんですが、ちょっと今ここに手持ちがないんですけども、ただ小児科だったか婦人科については聞いている部分があるので、それは資料がございます。

副委員長（谷口隆徳君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） これは消防に行って私聞いてまいりましたら、平成18年度の救急搬送件数、土別が815件、朝日が80件、剣淵が120件、これが土別の救急隊が出動してる分ですね。和寒は175件、これは和寒で救急隊が出ていると、こういうことであります。それで、産婦人科と小児科については、これは決め事として、市立病院の産婦人科が休診状態にある、小児科がサテライトになって土日、夜間は診れないということで、万が一あったとき、急を要するときは直接名寄なり、あるいはかかりつけ医に救急車が直接向かうと、こういう取り決めがございまして、18年度から進んでいるんでありますが、そこで産婦人科は18年度何件あったのか、19年何件か、あわせて小児科もお聞かせください。

副委員長（谷口隆徳君） 藤森事務局長。

市立病院事務局長（藤森和明君） お答えいたします。

先ほど申し上げましたように、消防からいただいたデータですけれども、小児科については今年の4月からサテライト化ということで、外来診療のみということであります。そういった中で、土日、休日、夜間についての部分については名寄の方へ行っていただく。ただ、平日についても、救急車についてはすべて名寄の方に行ってしまうということになっております。小児科につきましては、10月末ですけれども、全部で19件救急車で搬送しております。そのうち、18件については名寄市立病院、あと1件については旭川の方に搬送しております。

次に、産婦人科でありますけれども、これは16年の11月から分娩を休止したということで、そのときに、委員おっしゃるとおり救急車については直接妊産婦の方が通院している病院の方に搬送するという取り決めをしまして、病院と、それから消防と協議して実施をしております。18年4月から19年3月、昨年度につきましては婦人科の部分については2件ということで、名寄市立病院に2件とも搬送しておりますし、今年19年4月から10月末までで1件、これについては旭川に直接救急車で搬送しているというのが今の状況であります。

副委員長（谷口隆徳君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 産婦人科について、18年度で2件、19年度で1件ということですか

ら、非常に少ない件数であるということで、そういう意味では、それぞれの家庭の皆さん方も、臨月になればそういう準備をされたり、この件数が少ないということは非常によいことだと、こういうふうに思うんでありますが、そういうことであります。

それで、私は昨年の6月の定例会で、このように例えば産婦人科についても直接搬送ということが出来るわけだから、だから名寄市立病院と協議をして、センター病院でありますから、例えば土別に診療科のない脳外科だとか心臓血管外科なんかについては、名寄にかかっている患者については、かかっているという証明をいただいて、万が一あるときには直接搬送すべきでないかと、こういうお話も申し上げました。

市民からは、なぜ私たちが、例えば名寄なら名寄、旭川なら旭川へ行きたいというのに、どうして土別に搬送されるんだらうと、こういう質問を時々私受けるんですね。ところが、これは土別が基幹病院として指定しているわけですから、ここにまず行って治療を受けるというのがまず第一であると。それともう一つは、市民の皆さん方の御意見のように、じゃ、ここに行く、あそこに行くとなりますと、救急隊、救急車も相当台数がなければこれはできないわけであって、そういうことも含めて、まずは土別市立病院で診ていただいて、それから搬送されると。

ちなみに、消防で調べますと、平成18年度は815件土別市立病院に救急車が入って、そのうち79件はすぐ処置をして名寄に向かったと、こういうことであります。また、42件はすぐ旭川に向かったと、こういうことであります。名寄なり旭川に向かうというのは、多分この脳神経外科、心臓関係だと思っただけですね。私はそう大きな件数でもないし、せめてこういう診療科のない脳神経、心臓外科については、最低名寄には、かかりつけ医である方については、万が一のときに直送すべきだと、こういうことを申し上げたんですけども、その後、もう1年以上たってるんだけれども、どういう経過になって、それがいつごろ実施されるようになるのか、その点はいかがでしょう。

副委員長（谷口隆徳君） 藤森事務局長。

市立病院事務局長（藤森和明君） お答えいたします。

確かに先般、今委員のおっしゃるとおり一般質問の中でもありまして、そのときについては、受ける病院の関係もございまして難しいという話を答弁させていただきました。ただ、実は市長と語る会の中でも、今委員のおっしゃったような形の中で、そういう救急搬送の部分、特に今後病院連携ということを含めた中で、やはり救急の医療については非常に重要なものだと。そういった中で、救急搬送の部分については、例えば多寄の方からの要望でありましたけれども、名寄に直接搬送できないのか。それは委員が今お話のありましたとおり、実際、胸部だとか心臓の関係で名寄に通院をしているという方で、限定的なものがありまして、その中で、消防長もその中でいて、私もその語る会でございましたけれども、その中では、消防長も病院同士でまずきちんと話して、名寄でまず受ける体制をきちんとしなければ消防の方も運べないというようなお話もありまして、実はそういう話も消防長からうちの吉川院長に話があって、実

は先般、名寄の佐古院長とうちの吉川院長が会う機会がございました。

そういった中で、実はこの北部地域の中の救急医療は今後どうなっていくんだといういろいろなお話をする中で、実は今言った、うちに診療科のないそういう科ですね、例えば今言ったように胸部心臓外科ですとか、それから脳神経だとかいろいろなものがあるわけですが、そういうものがある程度一定、消防の救急救命士ですとか消防隊員がそれを判断できるかというのは、実は非常に難しいものがあります。そういった中で一定程度判断できるものがあるのであれば、例えば、直接名寄に運ぶことは可能なのかどうかということで佐古先生に実は先般うちの院長が話をしてるんです。

そういった中で、今言いましたように、年間、ここでいう、そういう限定すれば100件前後なのかなと思いますけれども、そういうものが例えば判断できるということであれば、それは可能なのかもしれません、ただ、やはり名寄の病院としては、今言いましたように救急隊の部分が今でも結構それなりに、夜間も含めて救急患者が入ってきている。そういった中では、その時点で、一応うちが出してるものとしてはそういうことは可能かどうかということで申し入れはしておりますけれども、現実的には、やはり受ける名寄の診療体制、当然今よりももっと患者が増えるわけですから、そうすると、そういう今いる名寄の医者は、当直も含めて、やはりそういう負担もかかるというふうなこともありますので、当然これはきちんと名寄のドクター、医局の中できちんと合意を図らなければ、いいとも悪いとも正直言っていけないというのが、そのこのところの今の第一の印象でした。

ただ、私どもとしてはそういう形の中で一応申し入れはしておりますので、まだ具体的に返事はいただいておりませんけれども、そこで、いや、絶対無理だという話は聞いておりませんので、返事待ちという状況にはなっておりますけれども、一番早くて可能だということで向こうから返事をいただいたとしても、多分、ここで推測でしかお話は申し上げられませんけれども、新年度、来年4月に向けて救急医療体制をどう組むかだとか、いろいろなことをまた今後名寄とも協議をしなければなりませんけれども、向こうが仮に了承していただければ、返事がないものですから何とも言えませんけれども、いただけるのであれば、来年4月からはぜひそういう形をお願いしたいなというふうには思っております。

副委員長（谷口隆徳君） 田苅子市長。

市長（田苅子 進君） 今局長から答弁したのがおおむねそういうことでありますけれども、私も今広域連携という視点からいくと、こういう問題で一刻一秒を争うような、迫られる病気については、やはり将来は、もう既にデータはそろってるんだったら、そこへ駆け込むのが一番やっぱり大事ではないかという視点で、市長と語る会でも御発言された方にお答えしたわけです。ただ、今お話ししたように、受け入れる方は受け入れる事情があるということで、やはり院内の統一を図らなければならないいろいろな難しい問題もあるいはあるということであれば、無理やり今の段階ではありませんので、あわせてこれは要請していかなくちゃならないし、将来のことを考えたら、これはぜひそういう体制に、この件だけでなくやっぱり持っていくのが

大事なことというふうに思います。

副委員長（谷口隆徳君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） ぜひ新年度からでも実施、先行してできるようにぜひ取り組みを願いたい。今市長からもお話あったんでありますが、広域化構想の中でこれからどんどんとそういう協議もなされていくと思うんです。今土別の市立病院の医師は17人ですよ。こういった中で、土日、あるいは宿直含めて夜も対応してるわけですね。こういう患者さんが来るということになると大変な手数といいますか、助けなきゃならないんですから、そして名寄に搬送する。だからもう土別の17名の医師の中では、本当に救急体制が可能なのかなのかどうかという問題もやっぱり出てきてると思うんですね。ですから、診療科のない今申し上げた点については、ぜひ先行してでも名寄センター病院の方に取り扱いをいただくような、そういう話し合いを早急に進めていただきたい、こう思います。

それと、今関連して、小児科の関係で救急が19件あったということですが、新年度からひとり親家庭交通費支給支援事業というのが出ましたよね。実際に4月から始まって7カ月たったんでありますけれども、利用者がどのくらいかということと、実際にかかった経費は今までの中でどのくらいか、これをお知らせください。

副委員長（谷口隆徳君） 山口児童家庭課主幹。

児童家庭課主幹（山口 健君） ただいまの御質問ですけれども、10月までの7カ月間の利用状況ということですが、往復区間を利用した方が25回、片道区間のみが2回。これまでにかけた費用についてですけれども、往路については26回ですから13万6,400円、復路については26件で14万3,400円、合わせて27万9,800円ということになります。金額のこの違いにつきましては、利用している地区とか時間帯によって割増賃金とか区間の料金がそれぞれ異なっておりますので、こういう状況になっております。

以上です。

副委員長（谷口隆徳君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） これは18年度に小児科がこうなったということで、19年度から新規の事業として計上されたものですね。この事業を実際実施するに当たって同僚議員からも質問が出されましたよね。ひとり親なり、あるいは生保の家庭なり、そういう方々だけに限定するのはいかがなものかと。やはり子供さんを抱えてる親は、どういう立場であれ成長さすわけでありますから、そういう意味では、いつ何どき子供の場合名寄に向かわなければならない場合もあり得る。月曜日から金曜日までの平日は結構なんでありまして、夜だとか土日の部分ですよね、これはね。

新規の予算で、新年度245万円予算計上してるんです。今お話を聞くと、7カ月で大体30万円弱ですね。これから、例えば風邪が急激にはやっただとしても、100万円までは1年間かからんではなかろうかなと、こういう予測をするんですね。私は、ぜひこういう経過も踏まえながら、今新年度の予算時期の関係でありますから、やはりこのハイヤーを使える家庭を拡大をす

る、あるいはまた、違うのであれば別なサイドでの、例えば名寄へ行った方々に対する支援策、こういったことも検討する時期に来てるのではないか、こう思うんだけども、いかがですか。

副委員長（谷口隆徳君） 池田児童家庭課長。

児童家庭課長（池田文紀君） お答えをさせていただきます。

今お話のように、当初予算240万ということですから、執行率は非常に低いということであります。ただ、今年にまだ始まったばかりですので、今お話のように拡大をできないのかということ、今までにもお話を承っておりますけれども、もうしばらく施行させていただいた上で検討をさせていただけないかなと思ってます。

もう一つは、今病院の位置づけでありますとか、そういう部分で名寄と土別の位置づけとかということもありますので、そういう面では、そういう中で、市民支援の仕方としてどうなのかという別な、あるいは根本的な見方も必要になるかもしれないというふうな気もしますので、もうしばらく実施をさせていただいて、その中で検討させていただけないかなというふうに考えております。

副委員長（谷口隆徳君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） もう少しと言いましても、新年度予算も組むわけですから。ですから、たしかこの新年度の予算委員会るとき答弁されてるのは、1年間状況を見ながら、予算の執行状況を見ながら、拡大の方向も含めながらこれは検討していきたいと、こういうような答弁いただいているはずなんです。ですから、拡大するのかという方法が1つ。もう一つは、ハイヤーチケットというのではなくて、別な方法の支援というのもあり得ると思うんです。子供さんいる方ですね。ですから、そういったことも含めて、この状況を見ながら、ぜひ幅広い市民の皆さん方が活用していただけるような方法で御検討をいただきたい、こう思います。

それから次に、農業ふれあい事業、時間の関係ありますので、こちら先に質問させていただきます。加工センターの関係です。

決算書によりますと、土別におけます加工グループへの18年度の支援は7万6,000円、一方朝日地区におけます、これは特例区事業でありますけれども、この中では農産加工開発事業で303万3,000円が計上され、18年度は実施されました。それで、体験交流工房、加工施設でありますね、これにつきましては今まで同僚議員からも多くの質問されてますし、私も何度か質問させていただきました。資料をいただきますと、平成12年から何とか土別の中で加工体験交流工房をつくっていただきたいという市民の皆さん方の願いもあって、本当に7年ぐらい、この資料を見ますと先進地の視察、あるいは現場における実践等々含めて、あるいは今まるかじり事業、きのうも質問出ましたが、そういうものの参画、物すごい活動をされてきて、いよいよこれが実現されると、こういう状況にまで今至ってますよね。

それで、議会の議論からいきますと、すぐそこにあります旧共済跡地を利用して、あそこで加工施設をつくり上げていくんだと、こういう今までお話がございました。それで、これは準備会の皆さん方と随分協議をされて、最終的には別な場所となったようでありますが、先般市

長と女性の語る集いがございまして、私もそれを傍聴させてもらったんだけど、女性の意見として、いつこれはできるんでしょう、どこにできるんでしょうという質問に対して、佐々木経済部長は、これまでの旧農業共済組合事務所、ここを改修するにはもう施設が古過ぎてちょっと難しいということ等々を考えていって、準備会の皆さんとも意見交換して、卸売市場のあそこの一角に新築をしたい。これは実施時期はどうかというと、総合計画の前期行われる中で行いたいと、こういうお話だったんですね。そこまでの答弁されてます。

それで、もう準備に入ってると思うんですが、共済がなぜだめなのか。それと、まちの中で商店街の一角にこういうものを建設をしようという構想はなかったのか。その点、簡単に結構です。それと、いつこれは実施するのか、建設計画ですね。もうそれ準備入っていると思うんですが、予算は幾らか。その点いかがでしょうか。

副委員長（谷口隆徳君） 秋山農林振興課主幹。

農林振興課主幹（秋山照雄君） この体験交流工房施設は行政財産の資源循環による利活用ということで、当初旧共済組合の1階を改築する計画でございました。この交流工房の考え方は、当初地元の農産物を使った加工体験だとか、あるいは食育の推進という考え方でございましたんですけども、この推進協議会の方々が、先進地の視察だとか、あるいはまた勉強を重ねられる中で、こういった工房の利活用に加えて、加工品の瓶詰だとか、あるいは缶詰、あるいは真空包装として保存できるというまでの計画としたところでございます。

そういった瓶詰だとか缶詰になりますと、そういう工程になりますと食品の工場という位置づけから、この旧共済組合の事務所は都市計画法による第一種住居地域ということで、改築そのものが50平米までという法的な制限がございまして、計画どおりの改築ができなかったという状況にございます。

それと比べまして、今委員お話ありましたけれども、この建物が昭和44年に建てられたということで、38年が経過しているということで非常に老朽化が激しいということでございます。こういったことを考えますと、今後いろんな修理も出てくるのではないかとということで、こういったことを考えますと、旧共済組合での体験交流工房の施設としては難しいというふうに判断をしたところでございます。

次に、まちの中ということのお話がございました。市としても、これまで市街地での建設も計画というか検討してきたんですけども、市街地に建設するとなりますと、先ほど申し上げましたように都市計画法による面積制限、あるいはまた、新たに土地の確保をまちの中に求めるとなりますと、場所の確保の問題、あるいは駐車場、そういった相当な面積が必要となるものであります。こういったことから、新たな財産を、公有財産の取得となりますと、財源確保の問題から非常に難しいというふうに判断をいたしました。そこで、委員おっしゃいましたように、何とか市有地の中で建設できないかということでこれまで検討してまいりまして、現在の卸売市場の敷地内で建設を計画いたしましたところでございます。

建設年度でございますけれども、20年度を計画しております。それと、一応今のところは

7,000万ということでございます。

副委員長（谷口隆徳君） 相山経済部次長。

経済部次長（相山佳則君） 今の建設年度でございますけれども、これは新規総合計画ともかわりもでございますけれども、今現在では20年度に建設したいということは主幹の申したとおりであります。それと今、建物、設備含めて少なくとも7,000万ぐらいかかるだろうということで、これは過疎計画に乗せまして、過疎債を今使いたいということで目指しておりますけれども、更に有利な資金の手当てができないかと、財源手当てができないかということで、全国自治宝くじというのがございまして、ここの該当にもなるやもしれないというお話がございますので、現在そこを使いますと過疎債よりも更に有利ということでございますので、それを目指していくというところでございます。

以上であります。

副委員長（谷口隆徳君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 宝くじぜひ当たったらいいですね。それと、新築をされるという……

副委員長（谷口隆徳君） 相山副市長。

副市長（相山慎二君） 今次長の方から宝くじという話出ましたけれども、従前からこの施設については宝くじの資金を利用できないかということをお願いをいたしていました。それと、宝くじという形になりますと、改修をしてということについてはなかなか難しいというようなお話も一時期ございましたし、今言ったような事情から、場所を、同じ7,000万、改修しても7,000万かかるということであれば、市場の方に持っていくことによって、あそこに、例えば製品ができたときに冷蔵庫もありますので、そういった利活用も有効にできるという観点から市場の跡に新築をしたいと。それに伴いまして、その宝くじの関係につきましては、この12月5日、私、道の方に行きまして、これらについてお願いをしてくると。大体いい線まで行っておりますので、あと一押し押してくるということで考えておりますので、よろしく願いいたします。

副委員長（谷口隆徳君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） わかりました。卸売市場の隣に新築をするということでありませぬ。市場も、決算書を見させていただくと年間の取り扱い金額が約6億円です。以前はたしか20億近くあったと思うんです。年々縮小されてきていると。あの施設もまだまだ立派な施設ですよ。ですから、私なんかの発想でいきますと、確かに借入金はあるけれども、あそこはほとんど使用料収入というのは決算書で350万ぐらいで、一般会計から約3,000万繰り入れをしながら運営してるんですよ。ですから、私の発想なんかいくと、非常に広いので、あの中を改修をして、そしてやることによって、例えば今後の運営の問題だとか、いろいろ運営費も含めて非常に高い利便性があるのかなというような気も率直にしたんですよ。

ただ、今宝くじ何とかして新築ということになれば、市の持ち出しはないということですが、実は1点だけお聞きするのは、今後の運営を、例えば市も応分の負担も必要になって

くるのではないかなという気もするんだけど、その辺だけお聞きをして、何とかこの施設が今後とも卸売市場の今の施設とも有機的に結びつきながら、結合しながら、効果あるものになるようなことを期待して、その点一言お聞かせいただいて、この項の質問は終わりにしたいと思うんです。

副委員長（谷口隆徳君） 秋山農林振興課主幹。

農林振興課主幹（秋山照雄君） この施設の運営についてでございますけれども、この運営管理につきましては、市民の自主管理ということの基本にいたしまして、現在の体験交流工房推進協議会が、それらの運営協議会として立ち上げて今後運営していくことになるというふうな今のところ協議をいたしているところでございます。

以上でございます。

副委員長（谷口隆徳君） 牧野委員の総括質問が続いておりますが、昼食を含めて午後1時30分まで休憩をいたします。

（午前11時58分休憩）

（午後1時30分再開）

副委員長（谷口隆徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。

石川総務課長。

総務課長（石川 誠君） 午前中の質疑におきまして牧野委員から、コンビニ等を活用した納税等の手続について検討しているというようなことで御答弁申し上げまして、この中で、北海道電子自治体プラットフォーム構想、いわゆるHARP構想に基づきこれを検討しているという発言を私いたしました。これとは全く関係なく独自にこれらのコンビニ等を活用した納税手続を検討しているということでございますので、おわびをして訂正させていただきたいと思っております。

副委員長（谷口隆徳君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） それでは、次に福祉の関係についてお伺いいたします。

障害者手帳の交付の状況についてなんでありますけれども、平成18年度で障害者手帳が交付された方は何人ほどになるのか、それと全体で何人になるのか、その辺お知らせください。

副委員長（谷口隆徳君） 都福祉課主幹。

福祉課主幹（都 研司君） お答えいたします。

まず、18年度の手帳交付者数の御質問であります。身体障害者手帳で91名、療育手帳で5名、精神障害者手帳で5名の計101名となっており、判定の結果、障害者で1名が却下、療育手帳で死亡、転出がそれぞれ1件あり、最終的に手帳の交付を受けた人数が全体で98名となっております。

次に、平成19年3月31日現在の手帳交付者数であります。身体障害者手帳につきましては1,389名、知的障害者に交付されます療育手帳につきましては160名、精神障害者手帳では89名となっております。

以上です。

副委員長（谷口隆徳君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 障害をお持ちの方につきましては、それぞれ市の方のこの決算書にありますとおり、いろんな助成策だとか、あるいは生活に不自由な点の支援策なんかを講じているわけでありまして、この障害になられる方というのは、例えば病気になって手術をされて障害になる、あるいは事故なんかに遭われるだとか、いろいろそういう方が多いわけでありまして、これを認定する事務の作業について、どういう作業になっているのか、その点お知らせください。

副委員長（谷口隆徳君） 都主幹。

福祉課主幹（都 研司君） 手帳の交付申請に当たった場合ですが、速やかに上川支庁に進達を行っておりますが、中には医師意見書の発行のおくれたとか、書類の不備の理由によって進達がおくれる場合もあります。また、申達してから手帳交付までの期間につきましては、おおむね1週間から3週間で上川支庁の方から交付されておまして、該当者には手帳到着後すぐに連絡をいたしまして、窓口で手帳を交付いたしております。

以上です。

副委員長（谷口隆徳君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） そこで、例えば病気で手術をして、医師の診断書が出されて申請されますと、市はそれを受理してすぐ上川支庁に進達するわけですね。これは、今資料いただきますと、即日その日に進達されている、最近はですね。これはそのとおりで結構なことだと思っておりますが、実は18年度のこの状況を見ますと、それが1週間なり10日おけているケースというのが相当あるわけですね。これは今答弁にあったとおり、医師の診断書の問題等々があってそういうおくれが生じたのではないかと思っております。

今度上川支庁へ行きますと、それを認定して、認定しましたよということで市に戻ってきて、市が本人に通知をすると、こういうことですね。上川支庁の方も、この認定見ると1カ月もかかっているわけですね。そういうケースもあるものですから、これは道の問題なんだけれども、この辺はできるだけ早くそういう処置をとっていただくように、まず申し入れはしていただきたいなと思っておりますよ。

それで、なぜこういうことを申し上げるかということ、今医療費の保険の関係なんですけれどもね。例えば、3月20日ごろに手術をされた。それが原因で、その認定日が4月にずれ込んだという場合、例えば4月20日なら20日でも結構ですよ。そういう場合に、医療費というのは、この方が例えば身障1級に該当するとすればどういう形になるのか。例えば、500万円医療費がかかったとすればですよ、3月の手術によって、3月分ですね。ところが、認定は4月なん

ですから、さかのぼることができるのか、あるいはその辺で、例えば認定さかのぼることによって幾らになるのかということで、その辺お知らせいただきたいと思います。

副委員長（谷口隆徳君） 菅井市民課主幹。

市民課主幹（菅井 勉君） お答えいたします。

初めに、医療費の部分についてお話しさせていただきます。

医療費の自己負担につきましては、住民税が課税の場合と非課税の場合で負担額が異なっておりますので、それぞれ申し上げますと、まず住民税課税世帯の方が、委員お話のとおり入院されまして1カ月に医療費が500万円かかった場合でありますけれども、重度心身障害者医療の助成制度の適用となりますと、1割負担のために50万円の負担となりますけれども、月額上限額が適用されますので、4万4,400円の負担となります。一方、重度医療制度に該当しない場合におきましては、自己負担額は3割分の150万円となりますけれども、高額療養費の支給該当となりまして、自己負担額は12万7,430円となります。そこで、先ほどの重度医療の助成制度の適用の場合と比較いたしますと、その差額は8万3,030円になるところであります。

それから、次に住民税非課税世帯の方が入院された場合につきましては、重度医療費の助成制度の適用となりますと、初診の場合は580円となりますけれども、再診の場合は自己負担がかからないこととなります。一方、重度医療制度に該当しない場合につきましては、自己負担額は3割分の150万円となりますけれども、同じように高額療養費の支給対象となりますので、自己負担額は3万5,400円となります。そこで、先ほどの重度医療の助成制度の場合と比較いたしますと、その差額は、初診の場合は3万4,820円、再診の場合は3万5,400円になるところであります。

それから、先ほど御質問のありました、3月20日に手術をされて、4月20日に障害の認定を受けられた場合、20日以降に重度心身障害の申請をされることとなりますけれども、4月中に重度心身障害の申請行為がされた場合につきましては、4月の頭からその重度の助成制度適用となりますので、このケースにおきましては、3月分の手術代につきましてはこの助成制度の適用にはならないために、一般の扱いになるところでございます。

以上でございます。

副委員長（谷口隆徳君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 例えば、中核市なんかは、この種の認定基準というのは権限移譲でありますから、例えば旭川市なんかというのは、旭川市民が申請すれば、例えばそれが心臓の手術なんかであって、医師がおおむね何級ということで、医師の診断書があれば即認定できるわけですよ。ですから、例えば3月20日にそういう手術をされてすぐ申請すれば、3月分から、今お話あったとおり、認定が早ければ8万3,000円ほど医療費が安くなるという、こういう計算になりますよね。ですから、これは市もすぐ今進達してるから結構なんではありますが、道に対して、ぜひ早くこれはきっちり、医師の診断あるものについては、ほぼこれは即その場で認定できるはずでありますから、そういう申し入れをするべきだと、こういうふうに思うんです。

ね。

もう一つは、私も道の職員に話を聞きますと、道条例を改正すれば、これは効力の遡及適用ですね。例えば、3月20日に手術をしました。認定は、医師の診断含めてずっと道も時間がかかって、1カ月後ぐらいになりました。しかし、そこで重度の認定できれば遡及適用すると、効力を適用すると。これは条例改正1本でできるわけですね。ですから、その辺の問題も含めて、できるならば市長会のいろんな部会の中で担当者の皆さん方がそういう例を出しながら、ぜひ一日も早くこれは適用されるようにしていただきたい。

それと、私が今申し上げてるのは、月またがるときにこれは極めて重要なんですね。これが1つ。もう一つは年度をまたがるときなんですね。例えば12月20日ごろ申請して、1月過ぎてしまいますと、その方が障害認定された場合、障害者控除というのが税金や何かでこれは引けなくなるんですね、その年は。これでも7～8万円は税額で変わってくるわけですね。ですから、特に年末年始の休みに道職員やなんかも入るわけですしね。こういうときの処置なんかも含めて、ぜひその辺は担当者レベルも含めて協議をしていくべきだと思うんですけども、その点はいかがでしょうか。

副委員長（谷口隆徳君） 都主幹。

福祉課主幹（都 研司君） 今委員お話のとおり、手帳の交付決定につきましては北海道の権限となっております。現在、交付日が手帳の交付日になっておりますので、手帳の交付につきましては、税の障害者控除だとか、また重度医療の適用など障害者の不利益になることが予想されております。今後は、全道市長会主催の担当者会議及び主管課長会議等におきまして、交付日が申請日となるように検討していただくよう要望していきたいと考えております。

以上です。

副委員長（谷口隆徳君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） それでは次に、ラブ・バイ土別運動に関連しながら、今の問題に引き続き質問させていただきます。

ここの成果報告書の14ページに障害者援護費ということで、身体障害児・身体障害者補装具給付事業というのが組まれていまして、おおよそ執行された額が2,000万円というふうになってございますが、例えば、これらについて地元の業者からどの程度購入がされているのか、その辺の金額なり比率調べてると思いますので、報告願いたいと思います。

副委員長（谷口隆徳君） 都主幹。

福祉課主幹（都 研司君） ただいまお尋ねの障害者に対する市内事業所の支出額等のお話でございますが、市内の事業所における支出額につきましては63万9,000円、市外事業所におきましては1,203万3,000円となっており、合計で1,267万2,000円であります。これは障害者18歳以上の者に対する給付でございます。市内事業所の支出額の割合につきましては、およそ5%ということになってございます。また、障害児につきましては市内事業所で71万5,000円、市外事業所におきましては456万円であり、合計527万5,000円となっております。障害児の市内

事業所における支出額の割合につきましては14%程度となっております。

以上です。

副委員長（谷口隆徳君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 地元で5%、そして今の報告ですと14%ということになりますよね。それで、地元で調達できないものについては、これはやむを得ないんですけども、地元で調達できるようなものの中には相当含まれているような私感じがするわけですよ。それで、やはりきのうからも議論されていますとおり、地元で調達できるものはやはり地元から調達するという、これ9割が助成されて、1割でしたか、本人の負担は、この補装具ですね。ですから、そういう意味からいっても、地元から調達するという基本的な考え方に立っていただきたいと思うんですけども、この点はいかがでしょう。

副委員長（谷口隆徳君） 都主幹。

福祉課主幹（都 研司君） 市内事業所で現在取り扱われている品目につきましては、膀胱それから直腸による障害によります蓄尿袋、蓄便袋、それから児童に給付されます紙おむつ、そのほか補聴器、それからつえ等がございます。補装具の交付事業所は、利用者の選択によって扱っておりますので、市内で取り扱っている事業所が少ないということもございます。また、義手、義足など作成に高度な技術を要する品目が多く、また車いす、歩行器など障害者の体型に合わせて調整が必要な専門的な知識と技術を要する品目については、市内事業所では取り扱う事業所がないという状況になっております。

また一方、市内事業所での先ほど扱っております補装具の利用状況につきましては、紙おむつにつきましては100%が市内の事業所を利用しておりますし、また補聴器等につきましては63%が市内の事業所を利用しているという状況になってございます。

以上です。

副委員長（谷口隆徳君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 補聴器なんかは60%ぐらいが市内というんでありますけれども、市内で十分調達できるんですから、そういうものについてはやはり利用される皆さん方ともきっちりその辺は御相談されながら、地元で可能なものはやはり地元から調達をしていくんだという姿勢に立つべきだと思うんですけども、その点いかがでしょう。

副委員長（谷口隆徳君） 都主幹。

福祉課主幹（都 研司君） 先ほど申し上げたとおり、利用者の選択という部分が大きなウエートを占めておりまして、ほかのストーマ等につきましても市外事業所がかなり入ってきているわけでございます。これにつきましては、病院のドクター、業者、それから本人の体の状況に合わせて調整をするというような状況もございますので、病院に業者が入っている事業所を多く使われているという状況にあります。市内の事業所につきましては、ストーマを扱っている事業所が1カ所、薬局で扱っているわけなんですけど、その事業所につきましては病院にまだ入っていった調整等ができないというような状況でございますので、今後そのような技術等

の研さんに励んでいただければ購入も可能なのかなというふうに考えております。

以上です。

副委員長（谷口隆徳君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） それと関連しながら、次に介護保険の関係の福祉用具の購入の関係、それと介護保険の関係で住宅改修の関係、特に18年度から介護保険が一部変更になりまして、予防サービス関係についても、福祉用具の関係だとか、あるいは住宅改修も可能になったわけですよ。それで、18年度の決算の中で、介護保険福祉用具の購入、これ決算出てますけれども、件数と金額、助成額、それと市内業者の利用割合、同じく介護保険住宅の改修、バリアフリー化だと思うんですが、この辺についても同様の答弁を求めます。

副委員長（谷口隆徳君） 仁村介護保険課長。

介護保険課長（仁村光春君） お答えいたします。

住宅改修の件数と金額の方からお答えさせていただきます。平成18年度の申請件数につきましては103件でありまして、住宅改修費の総額につきましては1,050万6,000円となっております。そのうち介護保険から給付いたしました給付費は842万6,110円となっております。住宅改修費の支給件数103件のうち、市内業者が施工いたしました件数につきましては42件で、全体の41%、市外業者が施工いたしました件数は41件で、全体の59%となっております。

次に、福祉用具購入費の件数と金額についてお答えいたします。平成18年度の申請件数につきましては79件で、申請のありました購入費用総額は256万9,000円、そのうち介護保険から給付いたしました金額は229万4,107円となっております。福祉用具の購入業者につきましては、79件のうち、市内の業者から購入した件数が17件で割合は22%、市外業者から購入した件数は62件で78%となっております。

以上でございます。

副委員長（谷口隆徳君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 今のお話、報告されたんですけども、圧倒的に市内業者を利用されるのが少ないんですよ。先ほどのように市内業者で調達できないというものについては別なだけども、例えばこの住宅改修なんかにとってみれば年間1,000万円の仕事があるわけですよ。1件当たり、これ見てみますと床を直したり便器を直したり手すりをつけたり、おおよそ20~30万円ぐらいの工事だと思うんですよ。そのうちの9割を助成するわけですよ。本人持ち分1割ですよ。私はこういうものについても、なぜこのぐらいの小修理的な工事が地元の業者にされないのか、その点はどのように押さえられているのか。

それと、もう1点は、介護保険福祉用具についても、これは指定店ということで法律が変わりまして、そういうふうになって土別は1店しか今ないと言うんだけど、これも随分、22%しか土別を利用されてないというのでありますから、やはりこういう助成策を講じているものについては、一定の地元の指定店というのをきちっとつけて、建築工事なんかもそうだけれども、そういう対応というのは私必要だと思うんだけど、その点はどのようにお考えな

んでしょうか。

副委員長（谷口隆徳君） 仁村課長。

介護保険課長（仁村光春君） お答えいたします。

住宅改修は、介護認定を受けた方々の生活環境を整えるための小規模な住宅改修ということで、委員のおっしゃるとおりでございますが、利用の流れといたしましては、必要なときにすぐに利用してもらうというのが一番のサービスとなっております。ケアマネジャーと利用者や家族を含めた相談により、生活を支えるための住宅改修や補助用具としての福祉用具の購入予定などを話し合っただけですが、住宅改修の早期施工のために、利用者のまずなじみの業者を優先して施工業者と決めさせていただいておりますが、利用者に希望の業者がない場合、介護保険の住宅改修、それから福祉用具の提供等に関する知識と実績のある業者で、すぐに対応してくれる業者を、利用者とケアマネジャーの相談により決定しております。そのような状況の中で、先ほど申し上げたような施工状況となっているものと思っております。

また、福祉用具の指定業者の関係ですが、介護保険の適用となる福祉用具の販売を行う事業者につきましては、平成18年4月から制度が改正されまして、福祉用具専門相談員の資格を持った職員を配置して介護保険の事業者指定を北海道から受けなければならないことになっております。先ほど議員さんおっしゃったとおり、この事業を行える業者は市内に1カ所ということになっております。

介護保険制度、昨年大幅に改正されたわけなんですけど、その経過の中で、平成18年3月には市内の住宅改修を、これまで平成12年から行っていただいた実績等のある事業者等に介護保険の住宅改修の今後の受注等についてお願いをしたり、福祉用具の販売の資格については北海道のシルバーサービス振興会が道の指定を受けまして、指定の講習会を実施しております。これらの講習会につきましては年2回ほど行われているわけなんですけど、それにつきましてはシルバーサービス振興会の方から各事業者の方に案内がされ、受講の呼びかけをされております。市におきましても、同事業団からお話がありまして、問い合わせ等に対する対応を要請されているところでございます。

以上でございます。

副委員長（谷口隆徳君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 介護福祉用具の購入については、これは指定をとらなければならんということですから、指定をとるお店が土別の中で増えてくればこの種のもはもっと少し該当するのかなと。今1件あると言うんですから、その1件の活用状況も極めて低いなど、これは指摘しておきたいと思うんですね。

それから、住宅なんだけれども、新築住宅で2,000万、2,500万かかるという大きなものではございませんよね。今地元ハウスメーカーがどんどん入ってきて、昨日の池田委員の質問のように、やはり地元の活力を生むためには地元が発注していただくと、こういうことも必要なので、これは以前から私も申し上げていることなんだけれども、例えば、今言ったようにバリ

アフリーに一部するという小修理の工事ですよ。こういうものについては、確かに利用者の意見を聞くのは当然であります。しかし、これは9割方助成する事業なわけですよ。本人負担は1割なわけでしょう。この介護保険法も変わって、これから予防の皆さん方にもこういう住宅改修が可能になったと、18年度から。ですから、私は市の担当者、ケアマネジャー含めて、やはりできるだけ地元の中でそれはやっていただくんだと。先ほどのお話だと、地元に言ったらすぐできないみたいな話だけれども、そんなに地元の業者の皆さん方が忙しいのかなと私は逆に不信を買うわけでありませけれども、その辺は担当者レベルできっちりとやっぱり話をしていくべきだと。

それと、産業フェアなんかで、市長はラブ・バイ士別運動を提唱して、経済部の中で一生懸命、産業フェアの中でも技能士会や技建士会、たくみのわざということではいろんなことをやっぱりやられてるわけですよ。ですから、士別の中でほかのまちに劣らない、素晴らしいそういうたくみのわざを持った方もたくさんいるわけだから、だからそういう意味では保健福祉部、経済部、建設部、しっかりと連携をとって、今後においてはこの種のをやっぱり地元の業者に発注していただくと、そういう姿勢のもとで話し合いすれば私は可能だと思うんですよ。その点はいかがですか。

副委員長（谷口隆徳君） 相山副市長。

副市長（相山慎二君） ただいま牧野委員から、可能なものについては市内で可能な限り、当然介護なんかについても自分たちで保険料を納めて、その保険料の中から給付をしてそういう形をとっているわけですから、そうあるべきということについては当然だと思います。ただ、今日までそういう形でそういう事業者、能力等々について1つの限られたというか、いろいろな幅の広い意味での事務当局が持っていなかったということも中にはあるのではなからうかと思えます。

そういったことも含めて、きのうちょっと経済部長からもお話ありましたけれども、リフォーム等々についての市民の相談をする窓口、それにはやっぱり、そういう窓口に来たときに、市内の方についてはこういう技術を持つてる人は、こういう方がたくさんいるんだと、こういう事業所があるんだということをやったり市民によく知ってもらおうということがこれは極めて大切ではなからうかというように考えておりますし、今委員からもあった御意見等々については十分そういうことをしんしゃくしながら、今後そういうふうな指導に当たっていくように、当然介護関係のもの、更には今お話ありましたように、そういう情報を提供できる体制を整えていくことも大事だと思っておりますので、その辺を含めて今後十分配慮していく必要があるというふうに考えております。

副委員長（谷口隆徳君） 牧野委員。

委員（牧野勇司君） 以上で総括質問を終わります。ありがとうございました。

副委員長（谷口隆徳君） 柿崎由美子委員。

委員（柿崎由美子君） 総括質問をさせていただきます。

初めに、市民にやさしいまちづくりについて何点かお伺いいたします。

初めに、花いっぱい運動についてです。私は第2回定例会で花いっぱい運動について質問をいたしました。そのときは、グリーンベルトを花の通りにといることを提言いたしました。そのときの答弁では、花いっぱい運動も約20年の歴史があり、今では各自治会で工夫し、花壇等の配置や管理をしていただいているので、自治会や自治連と協議するというものでした。毎年夏になりますとハーフマラソンやオリンピックデーラン、合宿選手など本市には大勢の人が訪れます。花でこの選手たちを歓迎するにはグリーンベルトが最高のステージになります。自治連や各自治会と協議するということでしたが、一度でもその話し合いがテーブルにのったのでしょうか。私は再度、グリーンベルトの北6丁目から南15丁目まで、同種類、同色の花を一直線に植えることを提言いたしますが、それについてのお考えをお聞かせください。

副委員長（谷口隆徳君） 氏家環境生活課主幹。

環境生活課主幹（氏家洋一君） 花いっぱい運動についてお尋ねでございました。

まず、グリーンベルトを花の通りにといることとさせていただきますけれども、このグリーンベルトにつきましては長さ2,230メートルありますが、このグリーン帯に設置されております花壇は、お話のとおり北側の北6丁目からの兵村自治会から南側15丁目の南町南栄自治会まで多くの自治会の方にまたがっております、本年はこの間46カ所の花壇を設置していただいたところがあります。6月の定例会のときにもお話ししておりますけれども、これらの花壇はそれぞれの自治会の花いっぱい運動推進委員さんを中心に今日まで自治会の皆さんの御協力をいただきまして、自治会それぞれ工夫をされて、独自色を出していただいていたというようにございます。

そこで、お話のグリーンベルトの花壇の花色を統一して一直線に植えてはどうかという御提言がございました。それで、このことについては中央自治連の役員会などにも御相談したところでもあります。その段階では、もう既に自治会の計画によりまして花の苗、種類、本数なども決まってしまうことなどがございまして、それぞれ地域の独自色を出した花壇が設置されている部分で、当面は自治会の自主性を尊重してやっていただいていたという話になったところでもあります。

そこで、今後の花いっぱい運動の取り組みについてでありますけれども、現在20年度における事業計画書を各自治会に提出をお願いしております、取りまとめ中であります。今後、自治会長会議や花いっぱい運動の推進委員さんの会議などで御相談してまいりたいと考えておりますけれども、当面はグリーンベルトの花壇に係る自治会の中で数カ所、例えば2つあるいは3つの自治会が同じような花を植えていただけないか、相談してまいりたいと考えているところでございます。

副委員長（谷口隆徳君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） 花をつくっているグループの人たちにも植え方の希望があったり、それから考え方があると思いますので、どうかよい話し合いをして実現することを願っています。

次に、旧学田スキー場跡の利用につきまして、これもまた提言になるんですが、お話しさせていただきます。

土別の観光スポット、羊と雲の丘への入り口の旧学田スキー場の跡地については、過去にも何度か先輩議員から質問がありましたが、学田スキー場が閉鎖になってから現在までの経緯をまずお聞かせください。

副委員長（谷口隆徳君） 織田商工労働観光課長。

商工労働観光課長（織田 勝君） お答えをいたします。

学田スキー場が廃止になって、その夏場の活用ということにつきましては、従来からそうであったんですけども、羊と雲の丘観光株式会社がここを採草地として、いわゆる牧草を収穫していたということで、その景観のこともございますので、きちっとしてその肥培管理のこともお願いをして、そのような形で牧草の収穫ということで実施をいたしております。

以上です。

副委員長（谷口隆徳君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） 今言う学田スキー場の跡ですが、羊飼いの家の入り口となっております。観光客も必ず通るところです。小高い丘に花を植えて、市民初め観光客にも楽しんでもらうというのはどうでしょうか。例えば、あのスキー場一面をバラ園にするとか、ユリの園にするとか、アジサイを植えるなどで飾ってはどうでしょうか。そして、遊歩道をつくり、今フットパスのコースができたんですが、そこにつなげて世界のめん羊館や羊飼いの家へのハイキングコースにして、学田の山一帯を観光地にするという考えはいかがでしょうか。お考えをお聞かせください。

副委員長（谷口隆徳君） 藤森商工労働観光課主幹。

商工労働観光課主幹（藤森裕悦君） お答えいたします。

学田スキー場の跡地の植栽については、平成18年第4回定例会においても、田宮議員からもスキー場廃止後のこの跡地の景観形成を図るべきではないかということで、柿崎委員同様の御提言がございました。ただいま課長からも申し上げましたとおり、現段階まで採草地として利用しておりまして、この花の植栽については現段階では難しく、この御提言の中から、今年、お話のとおりフットパスコースを作成しまして、羊と雲の丘の生環林の中にもチップを敷きつめた遊歩道もございますので、両方のコースをつないだ、羊と雲の丘とスキー場跡地を一体に利用できる自然散策路として整備をいたしてきたところでございます。

しかし、お話のように、特に最近花が観光素材として注目を集めておりますし、また、この学田スロープはお話のようにまさに羊と雲の丘の玄関でありますので、今後、牧草は年数も経過しておりまして、草地更新を行わないと収穫を続けることができなくなることもあります。その時点におきまして、この草地更新をするのか、あるいは花の植栽も視野に入れた環境整備を行うのか、またそれらの経費についても勘案しながら、スキー場跡地の有効活用について十分検討してまいりたいと思います。

以上です。

副委員長（谷口隆徳君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） はい、わかりました。どうぞ花を植えることができるように望んでおります。

次もまたお花のことになりますけれども、花いっぱい運動の花づくりにかかわる灯油代についてお伺いいたします。

今、元気かあさん夕の市のメンバーが苗の花をつくってくれているわけですが、春になりますとその花を見事につくり上げて、まちを飾ってくれています。花づくりは、1月から2月にかけて種をまき、3月中旬にはハウスに移動するそうです。3月中旬から何度かの移植をして丈夫な花をつくっています。まだ3月というと寒い中ですが、そのハウスの中の温度調節をしながら花づくりに精を出してくれていますが、この冬は、今新聞紙上でもにぎわせておりますけれども、灯油の値上がりが急激で、家計への圧迫もあり私たちも心配していますけれども、花づくりに大きな影響を与えられそうです。そこで、花づくりのための灯油代について、昨年の実績と本年度の予算をお聞かせください。

副委員長（谷口隆徳君） 有馬市民部次長。

市民部次長（有馬芳孝君） お話にございましたように、花づくりを担当しております課としても大変頭の痛い問題でございまして、平成18年度におきましては24万円少々、それから本年度につきましては、委託の内訳でございますけれども、40万円ほどを見ているところでございます。ここ数年高値安定と申しますか、灯油の値上がりがおっしゃいますように続いておりまして、一定程度の配慮をしながら、花づくりをしていただいている委託先の方とも御相談をしながら、予算要求等をさせていただいているところでございますが、平成20年度、これから3月等々実際の作業に入っていくわけでございますけれども、予算単価といたしましては84円というようなことで、実勢価格の関係もございまして、御承知のように大変厳しい財政状況等もございまして、担当課といたしましても頭を痛めている、悩ませているところでございますが、できるだけこの単価の関係もございまして、きれいな花をつくるための予算確保に向けて努力をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

副委員長（谷口隆徳君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） 単価84円という考えということですが、この冬は今もう100円を超えるかというような値上がりになっております。どうか花づくりの人たちに負担をかけないように、そのようにしながら土別を花で飾るということに考えていただきたいと思います。

次は、交通安全についてのお尋ねです。一時停止の標識についてお聞きします。

11月21日は市の職員が市内で旗の波作戦を行いまして、交通安全を呼びかけていました。今年には交通事故による死者が4名になっているということで、職員が積極的に取り組んでいこうと、職員70人が街頭に立って安全運転を呼びかけたということが新聞に出ておりました。更に、

市の職員と交通安全協会、警察署員が飲酒運転をなくそうと、また、この雪の降る中を飲食店を回ったということも新聞で報道されておりました。雪の降る中大変御苦労さまでした。

さて、車を運転していて気になることは、一時停止の標識に不鮮明なものや字がすっかり消えているものを時折見かけます。このような標識については定期的に見回りチェックなどしているのでしょうか、お聞きします。

副委員長（谷口隆徳君） 氏家主幹。

環境生活課主幹（氏家洋一君） お答えいたします。

交通安全標識についてのお尋ねでございます。市内の道路標識、一時停止ですけれども、見えにくくなっているところがあるということでもございました。道路標識には規制標識、指示標識、警戒標識、案内標識等の区分がございますけれども、この管理につきましては、規制標識、指示標識が都道府県の公安委員会、そして警戒標識、案内標識等は道路管理者がそれぞれ管理をされているところでございます。

これらの標識の管理について、土別警察署の方にちょっとお伺いしてみたんですが、土別警察署の方では、通常、勤務の際に点検、確認作業などを行っているということでもございまして、柿崎委員からお話のあったように色があせただとかそういった状況についても見ては回っているんですが、見落とし等もあるということでもございまして、これらの道路標識や交通安全施設を良好な状態で保つために、地域の方々の協力が必要だというようなことで、連絡をいただくなりということでも御協力をいただければ対応してまいりたいというふうなお話でもございました。

私たちも、先ほどお話ありましたとおり、今年は交通事故が非常に多くて、いろんな形で交通安全運動を寒い中ではありますけれども展開しておりますけれども、この期間中、啓発活動で市内を巡回いたしておりますけれども、そのようなときに私たちも標識等、変色だとか見えなくなっていないかという状況についても確認をしてみたいと考えております。

柿崎委員さんからお話のありました道路標識については、一時停止の規制標識ということでございますので、土別警察署を通じて公安委員会の方に交換の願いをしてみたいと思います。

以上です。

副委員長（谷口隆徳君） 有馬次長。

市民部次長（有馬芳孝君） ただいま氏家主幹の方からお答えをさせていただいたとおりでございます。その信号機の補修というか設置の関係でお話を伺っている中で、実は昨日になりますでしょうか、いろんな要望を公安委員会の方に上げているわけでもございますけれども、柿崎委員のお話にもございました標識等について、そのような形で御要望させていただき、予算等もございしますが、順次お願いをしているところでございます。

そのような中、土別剣淵の高速インターの入り口、北側から入っていくところについての平成17年度からのたしか設置の要望であったかと思いますが、この左折の信号が付きまして、きのうから稼働しているということで、交通関係もスムーズになったということで、あと国道40

号線の5丁目、それから9丁目の交差点にも左折可の信号の関係のテスト、設置の関係も進めているということで、それぞれ予算の関係の中で見えにくくなっている標識の関係の整備、あるいは信号機等の整備を順次進めているということでお聞きをし、確認をさせていただいているところがございますので、御理解を賜りたいと存じます。

副委員長（谷口隆徳君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） わかりました。私自身もすっかり字が消えている一時停止の標識に気がつかないではあったことが何回かあります。交通安全に向けて、これからもさらなる啓蒙、啓発をよろしくお願いいたします。

では次に、地球温暖化対策について質問いたします。

地球温暖化対策の推進に関する法律というのが1999年に施行されたことから、本市でも土別市地球温暖化職員実行計画を策定しまして、温室効果ガスの排出抑制、削減に向けた取り組みを実施することになったということですが、この地球温暖化対策に関連しまして、再生紙の使用状況について何点かお聞きしたいと思います。

再生紙の使用の拡大につきましては、省資源、省エネルギーという観点でかなり前から取り組みが進められてきましたが、今年3月に配付されました土別市地球温暖化対策職員実行計画の中の第4章の物品購入の項に、購入の基準が具体的に示されています。

そこで、まずコピー用紙についてお伺いします。コピー用紙については、かなり前から再生紙が使われていると思いますが、購入の基準では、コピー用紙は古紙100%、白色度70%程度となっています。そこで、各施設や小中学校における再生紙の使用状況はどのようになっているのかをお聞かせください。18年度の実績で結構です。

副委員長（谷口隆徳君） 大崎環境生活課主幹。

環境生活課主幹（大崎良夫君） ただいま御質問ありましたコピー用紙の再生紙の使用状況でありますけれども、平成18年度の実績を調査いたしますと、各施設、小中学校の再生紙の使用状況につきましては、コピー用紙の発注総数が550万枚、内訳としまして再生紙が390万枚、普通紙が160万枚、割合にしますと71%の再生紙の使用率で、その白色度はすべて70%以上の使用状況となっているところであります。

副委員長（谷口隆徳君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） コピー用紙につきましては、購入の基準に合うように徹底を図っていただきたいと思います。

コピー用紙以外に、市役所で自前で印刷して配布するチラシなどに使う色模造紙については再生紙が使われているのでしょうか。使用の状況をお聞かせください。

副委員長（谷口隆徳君） 大崎主幹。

環境生活課主幹（大崎良夫君） 色模造紙についての御質問でありますけれども、色模造紙の使用については、特に市民周知用ということで、目につくというような配慮の中で色模造紙を使ったり、特に学校、それから保育園、教育施設で使用することが多い状況になっております。

把握する中では、年間約18万枚の使用がございまして、再生紙より単価が安いということから、色模造紙についてはそのほとんどが普通紙が使用されているという状況であります。

副委員長（谷口隆徳君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） 色模造紙の再生紙の利用率が低いというのは問題だと思います。安いからという判断を優先するならば、使い捨て製品の利用に歯どめがかからないと思うんです。多少高くても環境を守るためのコストを負担することが重要だと思います。色模造紙につきましても、ぜひ再生紙を使用するよう徹底を図るべきだと思います。

次に、市から印刷業者に発注して作成される各種の計画書、それからパンフレットなどについてお尋ねいたします。

まず、10月にごみ分別事典が全戸に配布されました。この分別事典は字も大きく、ごみの出し方がよくわかると市民には好評です。ところが、市民の方とお話をしまして、この分別事典の話題になったんですが、毎年配布されるごみ収集カレンダー、これには古紙100%の再生紙を使用していますというふうに書かれていますが、この分別事典には何も書かれていません。まさかと思って確認したら、再生紙でなかったということです。余り大きく話題にならなかったのは、環境担当部局がつくったのだから、当然再生紙が使われていると思い込んでいるためだと思います。ごみの減量化やリサイクルを推進しながら、地球温暖化防止の実行計画を中心に推進している部局がつくった印刷物が再生紙ではなくてバージンパルプの紙だったということは、本当に大きなこれは問題だと思います。なぜこんなことが起きたのか説明を求めます。

副委員長（谷口隆徳君） 有馬次長。

市民部次長（有馬芳孝君） まさに柿崎委員御指摘のとおりでございまして、地球温暖化防止計画の中で率先をしてそのような取り組みをしていかなければいけない事務局を持っております環境生活課の課長として、大変申しわけなく思っている次第でございまして。

率先をして取り組みを進める立場上、まさにそのようなことをしなければいけない中で、職員の行動計画以前からしなければいけなかったという問題もございまして。なぜかということでございまして、一言で申し上げますれば、極めて総合的な判断の中での配慮が欠けていたということをお答えをさせていただきたいと思うわけでございまして。20年度ではなくて19年度のお話でございまして、今年度でございまして。今年度は、お話のございましたように計画の初年度でございまして。予算自体は18年度以降の中で見積もり等を行っているわけでございまして、カレンダー等につきましては御指摘のとおり再生紙、当たり前のように使っている中でこのような事態を招いたということで、本当に深く反省をいたしているところでございまして。

今後このようなことのないように、私自身も含めまして職員一人一人、特殊なものというのがあるかもしれませんが、長年使っていただきたい、あるいは見やすいというところに余りにもちょっと重きが行ってしまって、大事な再生紙という部分が当たり前というような思いの中で欠落をしてしまったということを重ねておわびを申し上げます。今後

このようなことのないように十分気をつけ、慎重に対応してまいりたいと思っている次第でございます。

副委員長（谷口隆徳君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） 重きを置くところがどこなのかということも本当に総合的に考えて、このことはぜひ慎重にお願いいたします。

それで、市では総合計画を初め都市計画マスタープランや生涯学習計画など来年度からスタートする多くの計画に取り組んでおりますけれども、それらの計画書に当たっては、購入の基準に従って再生紙を使用して作成されると思いますが、いかがでしょうか。

副委員長（谷口隆徳君） 有馬次長。

市民部次長（有馬芳孝君） ただいまお答えをした中でちょっと気恥ずかしいんですがございますけれども、今後のことでございますので、基本的には行動計画の購入基準、間接的にCO₂を抑制する取り組みの中で記載をさせていただいておりますので、基本的には再生紙を使用するというので、それぞれのこれから行っていただくものについてはお話をさせていただいてるところでございます。具体的には、それぞれの課の対応もございましてしょうけれども、基本的に再生紙の使用ということで働きかけをしてまいりたいというふうに考えてございます。

副委員長（谷口隆徳君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） 購入の基準というところがしっかりと書かれておりますので、これに沿って計画書なんかもつくってほしいなと思います。購入の基準は無視されるようなことのないようお願いしたいと思いますが、パンフレットなどの印刷物については古紙70%以上と明記されています。それから、今、印刷物などには古紙の配合率などを明示することを求めておきたいと思っておりますし、古紙100%を示すR100の表示や古紙の配合率を明らかにすることは、官公庁だけでなく環境問題について意識を持った企業においても常識なことになっていると思います。

更に、再生紙についてお聞きしたいと思います。まず、名刺についてですが、購入の基準では古紙70%以上となっておりますが、職員の名刺の実態はどうでしょうか。名刺は個人負担のようなので把握は難しいかと思いますが、わかる範囲内でお答えをいただきたいと思っております。

副委員長（谷口隆徳君） 有馬次長。

市民部次長（有馬芳孝君） お答えをいたします。

個人の立場ということでございますけれども、市職員たる個人が購入ということで、実態把握は難しい面がございます。そこで、市内のある印刷会社さんにお聞きをいたしましたところ、会社でございますので、一部在庫品とかの整理ということもあつたということでございますが、職員の名刺につきましては、特に再生紙の指定がなくても再生紙を使用しているというふうに聞いているところでございます。市長の名刺につきましても再生紙ということで確認をさせていただいているところでございます。

副委員長（谷口隆徳君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） 実は私も今、市長の名刺は再生紙ですかとお聞きしたかったところだったんですが、わかりました。

それから、次にトイレトーパーについてお尋ねします。公共施設における古紙で芯なしのトイレトーパーの使用につきましては、かなり前から市民運動を通じて働きかけてまいりましたが、施設の清掃委託の中に含まれているので実態はつかめないというのが市の姿勢でした。しかし、実行計画の購入の基準では古紙100%芯なしとなっております、トイレトーパーの場合は長さで比較すると安いと思いますが、学校を含めて各公共施設での使用状況はどうなっているでしょうか、お尋ねします。

副委員長（谷口隆徳君） 大崎主幹。

環境生活課主幹（大崎良夫君） お尋ねのトイレトーパーの関係でありますけれども、各施設の中で使用数を集約したわけなんですけれども、年間で約1万5,000ロールの使用状況がございます。そのほとんどは、委員のおっしゃる中での再生紙、古紙を使用しているという状況であります。

副委員長（谷口隆徳君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） この4階のフロアのトイレのトイレトーパーは古紙100%ですが、芯ありですね。清掃の方にお聞きしましたら、その芯はどうしてるのかと言いましたら、紙ごみの方に出していると言いますので、リサイクルされているかなとは思いますが、ここにはきちんとトイレトーパー芯なしシングルタイプというふうに書かれておりますので、ぜひ基準に適合するように徹底していただきたいと思えます。

4月に職員実行計画が施行されまして、約8カ月が過ぎました。担当部局では計画を推進する立場で、計画に基づく取り組みの状況について、これまで実態を把握したことがあるのでしょうか。特に再生紙の購入基準に基づく使用実態の把握については難しいことではないと思えます。実態を把握して再生紙の使用が少なければ、使用を積極的に促していくのが担当部局の役割だと思うのですが、どうでしょうか。再生紙の使用につきましては、速やかに実態の把握を行い、基準に合うように市役所全体に働きかけていくべきだと思えますが、いかがでしょうか。

副委員長（谷口隆徳君） 大崎主幹。

環境生活課主幹（大崎良夫君） 再生紙の使用実態の把握につきましては、本年度、平成19年から5カ年実行計画の中で毎年公表という形での義務化がされております。それで、燃料等を含めてこういう再生紙の使用状況も、各施設、本庁並びに総合支所も含めた中で使用実態を把握して、公表させていただきたいというふうに考えております。更に、使用の推進につきましては、先ほどから実行計画の中での購入基準に沿った再生紙となるよう推進を図ってまいりたいというふうに考えております。

副委員長（谷口隆徳君） 柿崎委員。

委員（柿崎由美子君） 地球温暖化防止対策は、できることをすぐやるということが重要だと思

います。ぜひ再生紙の使用の徹底を図っていただきたいと思います。

以上で私の総括質問を終わります。

副委員長（谷口隆徳君） ここで午後2時50分まで休憩をいたします。

（午後 2時33分休憩）

（午後 2時50分再開）

副委員長（谷口隆徳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質問を続行いたします。

斉藤 昇委員。

委員（斉藤 昇君） 通告に従って総括質問を行いたいと思います。

初めに、18年度の土別市の財務諸表、バランスシートでありますとか行政コストの計算書、キャッシュフロー計算書、これらが報告をされているところでございます。バランスシートについては本議会でも質問したことございますけれども、今回出されたのを見てもよくわかりません。頭が悪いんだという言葉が聞こえてきましたけれども、それもありますけれども、このバランスシートをつくって、そして18年度決算をどういうふうに見るのか。それから、このバランスシートやそれぞれのコスト計算だとかこういうのがございますけれども、これらを来年度からの土別市の予算でありますとか、土別市の行政にどう生かしていかれるのか、この点わかりやすく答えていただきたいと思います。

副委員長（谷口隆徳君） 三好財政課長。

財政課長（三好信之君） まず、バランスシートの関係ですけれども、これまでの官庁会計の決算というのは単年度ごとの現金上の黒字、赤字だけしか出ていないという部分と、あと決算書、それに財産に関する調書というものが添付されるようになっておりますけれども、それにつきましては、現存する財産の数量の記載だけというものとどまっています。それで、住民への財政情報の開示の1つの手段としてストック情報、いわゆる負債とか資産、それがどれくらいあるのかというようなことを示す指標としてバランスシートというのが用いられるようになりました。これが平成12年に総務省の方で統一基準ができましたので、土別の方でも10年度決算分からさかのぼってつくって、これまで公表していたわけでございます。

それで、このバランスシート上にあらわされるものとしては、資産というものを計上して、それを減価償却後の現在価値を計上することによって、最終的に市民の税金でどの程度の資産が形成されたかというものがあらわせるということになります。一言でいいますと、現在の財政状況というのは、例えば現金上だけでいえば厳しい状況にありますけれども、その一方では大きな資産をつくって、それを住民にサービス提供しているというようなことがあらわされることとなります。

これは会社の方に例えますと、例えば会社が倒産しても、最終的に会社清算した後にはこれ

だけの資産がありますよというようなことが目に見えてわかるようになってございます。もしお手元に資料があればバランスシートの5ページの方にあらわされるわけですが、貸方の方の一番下に一般財源というのがバランスシート上であらわされます。このバランスシート上の一般財源というのが、民間でいう、いわゆる貸借対照表の中の利益剰余金というんでしょうか、それに相当するようなことになります。

ただ、その民間との違い、大きな違いというのが、よく言われておりますが、民間の場合というのは会社の清算というのを常に前提にして営利活動を行っているというような状況にあります。そうしますと、どれだけの財産があって、それを使って利益を上げるという会社の目的がございまして、それで最終的に営業活動をやめたときに残った利益剰余金が次の会社に引き継がれるとか資産として残るといったようなものがあらわされます。

一方、公共団体の方については清算ということが前提になっておりません。それで、何があらわされるかという、あくまでも市民の満足度、それがバランスシートであらわされると。財産を使ってどれだけの行政サービスをするかと、どれだけの質を向上させていくかというようなことがバランスシートからわかるというような、これは建前論になってしまうかもしれませんが、そういうことがわかるというようなことになっております。

これは土別だけのバランスシートだけでは見えてこない部分もございまして、ある程度統一したルールでつくったもの、各市町村と比較してみるとその違いがわかるとか、また、あるいは土別の中だけでも経年的に長く見ていくと、例えば資産が増えていって負債が減っていくというようなことになっていけば、それは一番いい状況なんだろうということがわかるということになります。

また、お話にありました、今度行政コストの方ですけども、いわゆるこれは企業という損益計算書ということになります。当然その行政活動として資産を形成していただくだけで行政活動ではありません、人的サービス、それとか市民に対する給付サービス、こういったものも重要な行政活動になるわけですけども、企業の方ではその営業活動でどれだけの利益を上げるのか、少ないコストでどれだけの利益を上げるのかというようなことが出ることになりますけれども、この公共団体の行政コストの方では、行政サービスにどれだけのコストがかかっているのかというようなことが、そういうことを分析するのが行政コスト計算書ということになります。これも、もし資料があれば15ページが一般的に行政コスト計算書と言われて総務省の方で出されたものなんですけれども、これのように自治体独特の議会費、総務費とか民生費と、そういった分類になっておりますので、その分野にどれくらい行政が行政コストとしてサービスをしているかというような分析がなされることになります。

ただ、ここで1点だけ、コストが高ければ、普通の企業であればそれだけ利益が出ないということになりますけれども、公共団体としては、コストが高いということは、それだけその分野に、ソフト事業に力を入れているというような部分も反面あるということで、その率が何ぼが正解なのかというようなことは一概には言えないということになります。ただ、あくまでも

目安として、土別は福祉分野に力が入ってるんだとか、農業分野に力が入ってるんだとか、そういう他の都市との比較をしてわかると。あと、当然コストの方では人にかかわるコスト、これは人件費になりますけれども、その人件費の方の比率が高いということになると、一般的には、これも他の市町村と比べて人件費が高いということになると、やっぱり人の配置とかそういうものを見直していくというような手段になるということになります。

ただ、これらのもの、財務諸表というのはあくまでも財政の一定の情報開示の目的と、別な角度からの分析をするといった部分でありまして、これが即、その分析の結果が、例えば来年の20年度予算の編成にこれを役立てるといふ、すぐ役立つということにはならないのかなと。あくまでも現状のこれまでやってきた行政活動の分析というような指標、諸表というような考え方でおります。

以上です。

副委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 行政の満足度というんだけど、そうすると、このバランスシートを見て、土別市の市民の満足度はどのぐらいだというふうには押さえるわけですか。

それと、市のこういうバランスシートだとかコストの計算書だとかというのは出されるけれども、これは全職員がこういうものをどういう議論をしていくことになるんでしょう。余り見てない人が職員の中でも多いのではないかと思うんだけど、これはどう市の職員の中で生かされていくのか、この点はいかがなんでしょうか。

副委員長（谷口隆徳君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） 市民の満足度ということのお答えになるかどうかというのはわかりませんが、そのバランスシートの中で、例えば市民1人当たりの資産の状況というものなどについて、前年度と比較をしながら必ず公表するようにしております。そうしますと、例えば正味資産が増えたとか減ったということになれば、昨年度より行政資産の形成活動がなされたんだなというような部分というのはわかるのかなというような気がします。一方で、例えば負債の部分が大きくなれば、それはそんなに借金してまで資産を形成しなくてもよかったんじゃないのかというような判断ということにはなるかなと思います。

あと、資産の方につきましても、例えば市の庁舎で何ぼ、福祉施設で幾らと。あと、道路、橋梁というので資産がどれぐらいあるというようなことがあらわされておりますので、当然土別の場合行政面積が大きいということで、道路とか橋梁とか街路と、そういった整備についての資産がすごくたくさんあるということで、これらについては土別がこれまでそういったもののインフラの整備に力を入れてきたんだなということがわかるのかなというような気がします。

あと、全職員の方の認識というところですが、この財務諸表自体はやはりあくまでも補完的なものですので、一般的に市の職員というのは、日ごろの自分でやっている行政活動をすれば、例えばこの財務諸表を見なくても、市の大体借金の残高とか、取り組んできた投資事業というのはわかってしまうという部分もありますので、この諸表自体を通常の職員がどこま

で分析しているかというのは私の方ではちょっとわからないんですけども、市民の方にすれば、ある意味では決算統計の資料とかそういったものより、決算カードとかそういったものよりはわかりやすいのかなというふうに考えております。

副委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） このバランスシートだとかコスト計算の関係でいうと、総務省が示すような基準値というのがあるんですか。その基準値によって、いいとか悪いとかという。それから、これは総務省まで提出するだろうと思うけれども、何かいろんな意見が提出されてから出てくるようなことになっているのでしょうか。その点いかがですか。

副委員長（谷口隆徳君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） 当初総務省の方でも考えたときには、これらを全市町村整備して、その基準というのは多分設けないという考えで、現在も設けられてはいないわけですけども、その分析に総務省の方は役立てようというような考え方があったようですけれども、実は一般的な市の方は大分つくっているわけですけども、町村の方はこれなかなかできないと。と申しますのは、昭和44年度の決算統計の数値から全部さかのぼってデータを持ってなければならぬというようなことがあって進んでいない。それと、あと、あくまでも総務省の方の標準モデルという考えで作成要領が示されましたので、それに沿って土別つくっておりますけれども、別な市町村によっては独自のつくり方をしております。というのは、資産の評価の中で、土別は決算統計の数字で使っておりますけれども、例えば土地を取得して、地価が上がってるようなところであれば、それを時価評価をして資産としてあらわすようなところもあります。各市町村そういったところではばらばらなものですから、当然その基準も定められないし、恐らくその平均値というものを出して若干その分では他市町村との違いがあって、一律にまだ扱えないようなことになっているのかなというふうに考えております。

副委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） これは広報の1月号では認定された決算と、それからバランスシートも、それから行政コスト計算書も一定公表されると思うんですね。今年の1月の計算のやつを見ても、もっとわかりやすい公表の仕方を考えて、市民が見てもう少し、ああ、今年のやつよりもわかりやすいなというような公表の仕方をすべきだと思うんだけど、何か今聞いてたら、職員は借金何ぼあるかわかってるし、そしたら別に公表しなくたって、だってコストをお前さんに58万7,000円かかったよと、今年の1月、17年度のやつではだよ、と言われたからって、1人当たり58万もかかったってどんなことだべってというだけの話なわけですね。

だから、もっとそういう点では、せっかく財政当局は相当苦労してつくってると思うんだわ。こんなよくわからないものを、それから、何かためにならないようなものをつくらんでもいいんでねえかということすら思えるものなんだよね。わからん人と知らん者が公表するんだから、見る市民は何だか全然わからんというふうになるんで、公表の仕方も工夫してわかりやすいものにすべきだと思いますけれども、この点はいかがでしょう。

副委員長（谷口隆徳君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） 確かに今委員さんがおっしゃられたように、このバランスシートを配った後に、これで何がわかるんだとか、確かに何のことかわからないというような声は、それはもう私も現実に何回か聞いたことがあります。他市の公表している部分を見させていただいても、多くはうちのつくりとそう変わらなかったんですけども、中にはページを割と割いてQ & A方式とか、一般の方が疑問に思うようなことだとか、言葉の意味を丁寧に漫画的に解説したりしてる事例もありますので、私どもこれせっかくなつくって、公表の方で余り、力が入ってないわけじゃないんですけども、余りにも事務的な公表の仕方というのをしてきたかなという、そういう反省はいたしております、これからもっと工夫をした出し方は考えていきたいなというふうに考えております。

副委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） それと、結局地方行革の関係でいいますと、18年の8月に発表された地方の公会計改革ですね。これはもうバランスシートにかわる新たな財務諸表が整備され、これが求められてくると思うんだけど、これは一体どういうこと、どうバランスシートよりもわかるようになって出てくるのか。これは結局は連結決算の関係だと思うんだけど、先だっの11月22日の道新にも出ておりましたけれども、赤字比率の試算、道内4市町村基準超えというふうになっておりますけれども、実質収支の赤字が私どもの土別もこれには新聞には載っているわけですね。これは2006年のいわば決算をモデルにしてつくったと。2006年から見ますと、2006年でもこれには載ってるわけですが、土別は。だけれども、それから見ますと、18年、これは病院の赤字が8億を超えるという問題が出てきましたよね。2006年はそんなに赤字じゃなかった。だから、そういうふうに見ますと、今の18年度の実態考えますと、ここに出てくる28%が34%だとなってますね。土別は大体どのぐらいの数字になるんでしょう。

副委員長（谷口隆徳君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） 前段、新たな公会計制度の関係からお答えいたしますけれども、いわゆる去年の行革推進法出されまして、その柱はほとんどは国に関するもので、独立行政法人の見直しとか、国の特別会計改革、あと公務員の総人件費の改革といったものが柱だったわけですが、その中の1条に、地方の公共団体に対して企業会計の慣行を参考とした貸借対照表の提示に向けての条文が盛り込まれておりました。これを受けて、昨年公会計改革というものの指針が出されたところでございます。その内容がバランスシート、行政コスト計算書、資金収支計算書、純資産変動計算書と、そういった4表を、都道府県とか人口3万人以上の都市については21年度までに整備をします。町村とか3万人未満の市、土別がこれに該当しますが、それについては23年度までに整備するように求められたということでもあります。

現段階ではその要請ということなんですけれども、その背景として、急に急いだ背景としては、やはり夕張問題がありまして、個々の地方公共団体に対する住民の財政状況に対する注目ということで、今の現金主義の会計書類をあくまでも補完するというものの位置づけなんです

が、結局今のバランスシートとかそういったものよりは、もっと詳しく住民に情報を開示しなさいというようなことになっております。実はこれ、またかなりの複雑なことの内容であります。先月に総務省の研究会の方で一応報告書が出されて、この内容膨大なものですから、我々もちょっと内容の詳しいところまでまだ承知いたしてないんですけれども、バランスシートについてとか、行政コストすべてが連結決算ということになっていくと思います。当然、その連結決算という考え方は、今先ほど委員さんからお話ありましたように、新たな財政健全化法制の中の、やはり連結実質赤字比率の関係から、そういった情報をより早く出すようにということで、これらの整備が盛り込まれたのかなというような気がしております。

それで、道新の記事の関係ですが、いわゆる新たな自治体の財政健全化法の中で、今までの実質赤字比率、これは普通会計だけだったんですけれども、連結実質赤字比率というものが注目されるようになると、重要視されます。これは現段階ではまだ明らかではないんですけれども、その財政再建団体に陥る基準値を大体標準財政規模の35%から40%に総務省がしそうだというような試算のもとに道新さんの方で出されたわけなんですけれども、24市町村が該当するというような内容でありました。そこで、土別の場合、土別も、ランキングの中には入っておりませんでしたけれども、対象の赤字市町村ということになっておりました。

それで、その計算の方法ですけれども、今わかってる範囲の中でお答えいたしますけれども、まず一般会計の方では御承知のように3億7,000万円程度の黒字が出ました。実質的な黒字でございます。水道会計の方では、総収益から総費用を差し引きますとほぼ500万ぐらいの黒字という、ほぼ収支均衡なわけなんですけれども、この新たな計算の中では、流動資産から流動負債を差し引くというようなことのようにありまして、これによりますと水道の方では約2億の黒字、いわゆる今まで内部留保資金と言われてた部分が黒字になるかと思えます。あと、特別会計の方で、介護、国保、老人の3会計で1億6,000万ほどの決算書上では黒字になるわけなんですけれども、翌年度に国へ精算する分がありますので、これを除きますと、この3会計で約3,000万円の黒字となるということで、一般会計から今の特別会計まで合わせますと約6億1,400万ほどの黒字となります。そして、これから病院の今出ている不良債務分、それが8億2,000万ほどありますので、これを差し引きますと全会計で約2億500万ぐらいの赤字ということになります。これを18年度の標準財政規模、大体93億ですので、割り返しますと2.2%という数字が出てきて、これが今国で言ってる連結実質赤字比率というものになるのかなということになります。

それで、93億の標準財政規模を基準にいたしますと、国で言っているこれまでの健全化団体、例えば35%をラインといたしますと、35%掛けると約32億6,000万円。仮に40%が再建団体のラインということになりますと、約37億3,000万円の病院も含めたときの赤字が出たときに、いわゆる財政再生団体になるというようなことかなというふうに計算をいたしております。

副委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） そうすると、この2006年のやつでいいですかとあれですか、今18年度のやつ

を言って、マイナス2.2%だと言いましたよね。だから、35%あるいは40%にいくまではまだ大分あって、そういうのは、2億の赤字なんだから35%になってるとすれば、32億の赤字が出れば35%になって基準を超えていく、再生団体にやっぱりなるというふうに言われてるわけだけれども、しかし、市立病院の現状を見ますと、前の議会でも病院の局長に質問しましたけれども、これでとまったと。そうすると、どうやって解決していくというか、わかると思うんですよね。

例えば、10億の赤字でとまったというのであれば、これは10億をしたら何年で返していくんだというふうにして計画も立つと思うんだけど、歯どめがかかったのかというと、いや、もう今年と同じ、18年度と同じぐらいの赤字になるでしょうということを議会でも答弁するわけだよね。そうすると、そういう病院の赤字がとまらないというふうになると計画の立てようもないというふう思うんだけど、この点はどうお考えになってるんでしょう。だから、32億なんていうのは、そういうとまらないというふうになりますと、早晩来てしまうのではないかと思うのだけれども、この点なんかはどういうふうに判断して、どう進んでいかれると考えていらっしゃるのか、この際承っておきたいと思うんです。

副委員長（谷口隆徳君） 藤森事務局長。

市立病院事務局長（藤森和明君） 今齊藤委員がお話ありましたように、19年度の今年の状況も決している状況にはない。やはり医者が相当減ってるというのも含めて、入院患者、それに外来患者も結構減っているということで、去年の同期と比べましても、収支を比較しますと、費用についても結構、2億以上は落ちてるんですけども、収益についても2億ほど減ってるということで、去年の同期と比べても7,000~8,000万程度しかまだよくないというふうな状況にあります。実は去年は5億近い不良債務が出たわけですから、そうすると去年と同じような本当に厳しい状況になることは委員おっしゃるとおりであります。

そういった中で、私どもはこのまま、本当に毎年毎年こんな大きな赤字を出していくなでことになれば、本当に一般会計はすぐパンクしてしまうと、まさに。私どもとしては今、何回も言ってますけれども、道の方で公立病院の赤字の部分を含めて、道内30地区に分けた中で、名寄センター病院としてこの部分については、一部宗谷の区域も含めた中で一応再編というようなことも含めて今示されております。

そういった中で、先般いろんなことの会議の中でもそれを言って了承しながら進めていくとなりましたけれども、ただ、本当にうちの病院が、今270床ですけども、実際は40床休んで230床でやってます。そういった中で、今もうせいぜい70何%、80に行かないような実は病床稼働率、大変厳しい状況にありますので、そういうようなことも含めて、名寄との連携でどう医師確保していくのかということを含めて、総体的にこの医療圏の中身をもう一回きちんと名寄との連携する中で、うちがどこまで医療ができるのか、どこまで入院だとかいろいろなもの、患者のキャパといいますか、そういうものが持てるのかということ、やはり、今いろんな中で、内部の中では検討させていただいておりますけれども、そういうものも含めてやはり早急

に、今言ったように赤字が膨らまないようなことを今検討してるところですので、もう少し時間をいただきたいというふうに思います。

副委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） それから、実質公債費比率の関係なんだけれども、17年度は16.6%、それから18年度は17.2%になって、18%を超すと起債に都道府県の許可が必要になるとされているようだけれども、あと0.8ポイント縮まったらそういう許可が必要になる、そういうふうに言われてるんだけれども、こういうふうに16.6から17.2に上がった、そしてこの19年から向こう、実質公債費比率、これはどういうふうに進んでいくというふうにお考えになっているのか、こういうふうに上がった原因、そしてこれからどういうふうに進んでいくのか。まさにこれが0.8ポイントに縮まったなんていうことは、いよいよ危険ラインに来たのではないかということすら思うんだけれども、この点はいかがお考えになってるんでしょう。

副委員長（谷口隆徳君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） 今委員さんからお話ありましたように、18年度の実質公債費比率が17.2%ということで、18%に近づいてきているということでございます。それで、実はこの計算のもとになるのは、当然その各年度の起債の元利償還金になるわけですが、元利償還金自体は決算統計ベースの数字になってしましますが、17年度で約23億2,000万の償還、18年度が23億3,100万ということで、金額的には1,100万ほどしか伸びていない、そういった状況の中で比率が0.6%も伸びているという状況なわけですが、実はこれは理由がございまして、18年度の決算から国の方の計算の方法が変わったということがあります。1つの大きな理由として、これまで公有林整備事業というのが過去に土別が取り組んでおりましたけれども、その公有林整備にかかわる起債の償還というものは、この計算から去年までは除外されておりました。

（「何さ、公有林って」の声あり）

市有林だと思いますが、起債の名称では公有林整備事業債ということになります。これは別区分として、恐らく市有林形成されると、それが財産になるということで、借金に見合う財産という観点で除外されてたとは思いますが、それが計算に加えられるようになりました。その影響で約0.4%ほど数値が上昇してしまっただと。

それと、この実質公債費比率の計算の中には、元利償還金に準ずるものということで、債務負担行為等も加えられております。それで、例えばどこかの団体が建物を建てたといったものに市が債務負担で何年間で助成していくといったものは、当然我々の起債の償還に準じているという認識があるわけですが、18年度からいわゆるスーパーL資金の利子補給、これは農家の経営資金なんですけれども、この利子補給、これも長い20年とか30年の債務負担行為をとって、道と一緒に利子補給をしてるわけですが、実はこの数字も起債に準ずるものという考え方が新たに出されてきて、これも計算上加えられることになります。これで0.2%の大体影響があるというようなことで、18年度については起債の元利償還金自体がそう

増えていないにもかかわらず比率だけが上がったという状況にあります。

これまでの議会の一般質問の中でも、見込みの中では18%に近づいても超えないんじゃないかというような御答弁をさせていただいておりましたけれども、今の見込みの中でいきますと、18年度が17.2%、これが19年度17.4%ぐらいに上がって、20年度がピークかなというふうに考えておりますが、このときに18%を超える可能性があるとして、18.2%ぐらいになる可能性があるとして、その後につきましては元利償還金が減っていくというふうに考えておりますので、その後また17%台になるのかなというふうに考えております。

ただ、この計算の分母になるのが標準財政規模ということになりまして、それが結局交付税の額によって大幅に変わってしまうということで、交付税が減ると必然的に率が上がるという可能性もございます。それで、毎年交付税の決定を待たなければ数字も正確なところ出ないわけですが、流れとしては20年度に一たん上がって、その後減っていくというような流れなのかなというふうに考えております。

副委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） これはあれですか、合併特例債、10億だか11億でしたか、これらも全部入っているということですか、これらの償還なんかも。

副委員長（谷口隆徳君） 三好課長。

財政課長（三好信之君） お話の合併特例債、11億円基金積みましたけれども、そのうちの10億4,500万を起債で借りましたので、これも影響はいたします。ただ、借りて5年間据え置きしておりますので、元金の償還自体が5年後になるということで、今の21年度までには影響しないわけですが、あと、交付税で7割措置されてるということで、実際の元利償還金が、たしか元金償還が始まれば8,000万ぐらい返すわけですが、そのうちの7割ですから、5,600万から6,000万ぐらい交付税として補てんされると。そうしますと、計算上、元金から交付税の分差し引かれますので、この部分の交付税措置されてるものについての影響というのは割と少ないというような状況にあります。

副委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） いずれにしても、こういう決算の状況で、一般会計で黒字を出したとしても、財政的にはやっぱり皆さんがいつも言ってるように厳しい状況にあるわけですから、やはり全職員を挙げて財政問題というのは取り組んでいただきたいというふうに思いますし、特に職員の人件費なんかも7%、5年間にわたって削減するなんていうことですよ。だから、そういう中であつても依然として厳しさが続いているわけですから、夕張の二の舞にならないようにぜひ頑張りたいということをお願いいたします。

次は福祉灯油の問題だけれども、これは行政報告でいち早く市長は、こういう灯油の大変な時代だと。したがって、福祉灯油を実施したいと行政報告という形で表明されて、先回りしたな、やったな、これは大したものだというふうに思ったのは私一人ではないと思うんです。去年も福祉灯油を実施しましたが、去年の福祉灯油の実績、そして、社会福祉協議会が年

末にその人たちに送ると言ったけれども、どういう人たちに福祉灯油が支給されたのかということも含めてお答えをいただきたいと思うんです。

副委員長（谷口隆徳君） 西崎保健福祉部次長。

保健福祉部次長（西崎貞一君） お答えいたします。

福祉灯油につきましては、灯油価格の高騰によってということで、低所得者に与えます影響が非常に大きいことから、17年、18年ということで実施しております。この対象者につきましては、社会福祉協議会が実施しております歳末助け合い慰問金支給対象者の要保護世帯に対しまして実施をいたしているところでございます。

これにかかります決算でございますが、18年度におきましては86世帯ということで、総体で137万6,000円ということになってございます。この86世帯の内訳でございますけれども、母子世帯が7世帯、それから障害者世帯が19世帯、これを除きます60世帯につきましては、これら以外の低所得者世帯ということで実施をしているところであります。

副委員長（谷口隆徳君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） この福祉灯油の支給については、基準というのはあるのかなのか、どういう基準で出していращやるのかということ。というのは、あそこのうち福祉灯油当たったけれども、うちは当たらないと。うちもたしか当たるんでないだろうかという、そういう声が寄せられても、もう支給した後だというようなこともあって、やはり対象者を市の方でしっかりとかんではないのではないか。そういう、せっかく支給するわけだから、やはり市民の中に徹底させていただいて、より多くの人たちが、ただ、それによってリッター数が例えば減ったとしても、今200リットルですから、200リットル出してるということは、比較的市では土別は多く出してる方だと思うんだけど、そういうことがないようにすべきだと思うんだけど、どんな基準でお出しになってるのか、この点はいかがでしょう。

副委員長（谷口隆徳君） 西崎次長。

保健福祉部次長（西崎貞一君） 基準につきましては、市といたしましては特にございませんけれども、先ほども申し上げましたとおり、社会福祉協議会が実施してございます歳末助け合いの慰問金支給対象世帯ということで実施をしているところであります。

今お話のとおり、私もという話でございますが、昨年におきましても何件かそういった問い合わせがあったところでございます。これにつきましては、民生児童委員の方にお知らせをいたしまして、実態把握をしていただいた事例もあります。

以上でございます。

副委員長（谷口隆徳君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 先ほど80何戸の実態をおっしゃったけれども、そうすると、母子世帯だとか障害者世帯だとかございませぬけれども、例えば65歳以上とか70歳以上とかという、そういう年齢制限なんかは余りしていないということなんですね。民生委員さんたちが生活保護基準すれすれのボーダーライン層といいますが、そういう人たちだと地域で認めた場合、それは支

給の対象になると、こういうことなんでしょうか。

副委員長（谷口隆徳君） 西崎次長。

保健福祉部次長（西崎貞一君） あくまでも私どもとしては実態把握というものはできませんので、地域で日常の業務として実態把握をしている民生委員さんをお願いしているところがございます。その実態把握に基づきまして、社会福祉協議会の方に報告をいたしまして、それで決定がされるということになっているところでもあります。

以上です。

副委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） ただ、僕はやっぱり何か民生委員に全部責任を押しつけるような形になるのかなという気をしてしまうわけですよ。だって、民生委員さんが選んだんだから、それでいいんだということで、市が実態つかまないと。例えば、除雪ヘルパーなんかにしても、一定の所得基準を設けて、そして、そのうちの必要なかどうかということで除雪ヘルパーの派遣が行われて、市の予算でやるわけですね。

福祉灯油も、これはもう市の予算なわけですから、だから、私どもはつかんでなくて、民生委員さんがやってるやつで、それだけでやってるんですと言われると、何か市民に対する周知の徹底なんかもされてないんでないかなと。民生委員さんだって地域を全部知ってるわけではないと思うんですよ。そんなに地域一軒一軒回って歩くわけではないと思うわけですから、だからこの点は、ほかの福祉灯油をやってる市なんかの実態なんかではどんなふうになってるようだが、この点もちょっと教えていただきたいと思うんです。

副委員長（谷口隆徳君） 西崎次長。

保健福祉部次長（西崎貞一君） お答えいたします。

道内各市の実施状況でございますけれども、市におきましては道内で9市実施しているところがございます。その中で、うちと同様の形でやってる市につきましては5市でございます。江別市、帯広市、北見市、富良野市、留萌市というようなことで5市がございます。他のそれ以外の市につきましては一律3,000円といったようなことで、対象者につきましても年齢が80歳以上の単身、老夫婦の世帯だとか、それから身体障害者世帯で身体障害者の1、2級というようなことで、これは釧路市でございますけれども、総体で3,827件ほどございまして、交付は一律3,000円というようなところもございます。それから、美唄市につきましては今年から実施するというところがございますので、70歳以上の非課税の高齢者ということで、税務システムでチェックをするというようなことで、ここにつきましてはまだ年齢が80歳以上の単身、あるいは老人夫婦世帯といったようなことで、一律4,000円というようなことであるところもあります。

以上です。

副委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） 皆さん方の方で、私が今申し上げましたように、何か民生委員さんに、こ

れはもうボランティアでやってるみたいなものですよね。報酬といったって年何万かでしょう。そして、漏れているのは、民生委員さん、あんたがちゃんとその担当地区を見ていないからだよというふうに言われて、私のところが当たらないのは民生委員さんのせいじゃないかというような、そういう責任をはき違えているような、そんなふうに皆さん方は感じないものなんでしょうかと聞いてるんだけど、いかがでしょう。

副委員長（谷口隆徳君） 宮沢保健福祉部長。

保健福祉部長（宮沢勝己君） 福祉灯油につきましては、今概略につきましては西崎次長の方から御説明申し上げたとおりでございます。17年、18年実施できまして、確かに委員さんのおっしゃるとおり、社会福祉協議会が実施しております歳末助け合い慰問金の支給世帯を対象としてますと。それにつきましては、民生委員さんが日ごろの地区活動の中から調査をして、その方につきましては生活保護世帯を除く要保護世帯ということで、いわゆるボーダーラインの方を対象として社協の方に報告して、その方が対象になりますと。市の方といたしましては、その慰問金の支給世帯を福祉灯油の対象世帯ということで17年度、18年度やってきたというのは事実でございます。

そこで、確かな基準がないのかということでございます。それで、市の方としてはそういう事業をやっておりますけれども、あくまでも社協の慰問金支給世帯ということでやってきておりますので、正直言います、今のところそういう市としての確かな基準はございませんけれども、それにつきましては、今年度につきましてもそういうような形でやっていきたいということでございます。

仮に、仮の話ですけれども、例えば除雪サービスのような年齢制限、それから所得制限とかというようなことで実施するといたしますと、例えば現在、今もらっております母子世帯とか障害者世帯というのは、年齢低くてももらってる方も現実にはあるということで、そういう方についてはまた今度そういう一定の制限、年齢制限等を設けると除外されてしまうというようなこともございますので、いずれにいたしましても、私どもとしては社協の実施しております歳末助け合いの慰問金支給世帯の人を対象としてやりたいということです。

それで、民生委員さんに多大なお世話をいただいているというのも事実でございます。それで、今年度につきましては12月3日に民生委員協議会の臨時総会もございますので、この福祉灯油についてはまた民生委員さんにお世話になるということで、よく地域の生活実態の把握をしていただいて、余り後からこの人が該当になるのにこの人が該当にならないというようなことのないように、できるだけ実態把握を民生委員さんにしていただいて、対象者を選定していただきたいなというふうに思っております。

昨年もありましたけれども、あの人が対象になっているのに私が対象になっていないというようなこともございました。現実ございました。そこで、私どもといたしましては、地区の民生委員さんに、こういう人が対象になるかどうかということで言ってきているということでお知らせしまして、それで実態調査をしていただいて、対象になる場合については社協の方に申

請していただいたということもございますので、まことに申しわけないんですけども、民生委員さんには大変なお手数かけますけれども、よく地区の実態把握を十分やっていただいて、社協の方に申請していただくように、12月3日の総会のときにもお願いしたいなというふうに考えてございます。

以上でございます。

副委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） そうすると、福祉灯油を市も今年も実施すると。100円を超えるだろうと言われているわけですね。そうすると、市民の皆さん全体にわかるような福祉灯油を市が実施すると。大体支給される世帯はこんな世帯ですというようなことをして市民に知らせる。そして市民が、私は福祉灯油の対象になるのかどうかということ、例えば市に問い合わせたりしてくださいとか、そういうような市民に知らせることすらできないということになりはしませんか。だって民生委員さんがもう歳末助け合いのその名簿持ってるわけだから、これ以外は行かないよとこうなってるわけだから。だから、市がやっぱりせっかくそういうふうにして福祉灯油を実施するわけだから、市民の皆さんに知らせるとするのは当然の義務だし、公金の正しい使い方だとか思うんだけど、その点はいかがお考えでしょう。

副委員長（谷口隆徳君） 相山副市長。

副市長（相山慎二君） 今齊藤委員の方から、ある程度の基準があった方がいいのではないかというような形で、他市の例なんかも比べますと、年齢で切るとかいろんな形があると思います。それは1つの考え方だろうと思いますけれども、実際に福祉灯油という形になると、本当に困ってる世帯ということをやっぴり対象としてやるということになると、やっぱり年齢だけで制限するという形にはなかなか難しい。

一方では、ちょっと1つの例として除雪世帯という話もございました。除雪世帯につきましては、例えば大変苦しい世帯でも、はねる人がいる方は対象にならないとかいろいろなケースが出てくるわけでありまして、一概に所得だけでやるとかいろいろな形というのは、そうなりますと今度は申請主義というような形になると、なかなかその把握実態も難しいというようなこともございます。それで、17、18年実施したときには、そういう形の中で実施をさせていただいてきたということでございます。

ただ、今お話のありましたように、そういう意味ではちょっと、1つの基準がないから、私はどうなんだろう、あの人なら私もということもあり得るのではないかとということも、確かにそういうことも考え方としては実際にもあるのかもしれない、実際にそういうケースもあったということですけども、決して民生委員に過度の負担を強いてるというようなつもりで、全部お任せをして、それで出てきたんだからこれで終わりよということには決して考えているわけではありません。

そういう観点からいいますと、なかなか今回こういう制度を実施するに当たっては難しい。基準を設けるについては時間的問題、それからそういう実態の把握をするもの、申請主義とい

うような形になってしまいますと、周知をしても、なかなか周知徹底が、何事でもそうだけれども、なかなか行き渡らないと。広報なんかでもそういう周知をしても、なかなか見てなかったとか、わからなかったとかいうこともあり得るわけでありまして、そういう面では、すべて100%これが万全だということでは考えてはいないわけでありまして、1つの方法としては、今従来からやってきた方法で進めていくのが一番現状ではいいのではないかという判断をいたしているところでございます。

確かにそういうことについての周知、PR等々については、きょう報道の関係の皆さんもおいでになってますので、そういった基準の中でそういう制度がとられるということ、それを十分地域の民生委員の方とも、そういう該当になるのかなという世帯があるとすればよく相談をしてもらおうということを含めて、そういう対象者の把握を十分にやっていただく。そして、そのことについては十分民生委員の皆さん方にも御協力をいただくということで進めてまいりたいというように考えておりますので、御理解をいただければと思います。

副委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） よくわかりましたというふうにはちょっと言えないけれども、ぜひ、やはりそういうことが現実として起こってきたのが事実ですから、そのためにも、今副市長がおっしゃったように、市民の皆さんにやっぱり見忘れてたとかなんとかと、それは後の話で、どういうふうにして市が福祉灯油を実施して、1人でも多くの人たちにそれが行き渡るように、そういうPRをきちっとすること。

それから、民生委員の総会がこの12月にあると言ったけれども、ぜひその民生委員さんには協力を得るわけだから、やっぱり丁寧に依頼もし、そしてなおかつもう一踏ん張りしていただいて、地域でそういう隣にはだれが住んでるというのは比較的、特に団地なんか多いわけですよ。ひとり暮らしの人たちでありますとか、低所得の人たちだとか多いわけだから、そういう地区を担当している。東山自治会なんかで見ますと、やっぱりここは新興住宅地でもあり、比較的そういう福祉灯油をいただく方というのは数少ない地域ですから、特にそういう低所得者でありますとか母子が入っていらっしゃる公営住宅でございますとか、そういうところを丁寧にやっぱりやるようにぜひしていただいて、そういうことがよくやってくれたと言われるようにぜひ頑張っていていただくように要望しておきたいと思うんです。

次、まちづくり推進事業の関係でございますけれども、これは16年度は100万円でスタートして、これは市長の大きな目玉で非常にいい政策だなというふうに私も思ってまいりましたけれども、16年度4件、17年度は2件、18年度1件、19年度3件の実績で、1件10万円で10件の予算をしている事業でありますけれども、この事業の内容なんかは市民の皆さんにわかりづらかったりするんだと思うんですけれども、19年5月の広報でも市民協働のまちづくり推進事業ということで広報で知らせておりますけれども、今までのどういう事業がやられてきたのか、そして、それらの事業が一定成果を上げて今日まで続いていらっしゃるのかどうか。この市民協働のまちづくり推進事業に対する市当局の熱意も余りないんじゃないのかと思うんだけれども、

自治会でありますとかそういうところにも積極的にPRをしたりして、市民が本当に協働のまちづくりに参加する、そのために知恵や力を絞っていらっしゃるのかどうか、この点お聞かせいただきたいと思うんです。

副委員長（谷口隆徳君） 林企画課長。

企画課長（林 浩二君） お答えいたします。

今、斉藤 昇委員の方から、まちづくり推進事業、特に市民協働のまちづくり事業について、平成16年創設以来利用件数が少ないんじゃないかというお話がございました。この事業の目的といたしましては、市民の主体的な地域活動を推進し、市民協働のまちづくりの意識を醸成するため、市民団体等の広域的な取り組みを支援していこうということでございます。ただいま斉藤委員からお話あったとおり、対象事業の範囲といたしましては、市民団体やグループが自主的に企画実施する公益的な新しい事業、もう1点が、市民団体と行政が役割を分担する中実施する公益的なこれも新しい事業ということの基準がございます。

そこで、お話のとおり1事業につきましては10万円を限度ということで行ってきたところがあります。それで、16年度からこれまで各自治会におけます、例えばごみ拾い、環境美化、更にはパークゴルフ同好会の団体が、パークゴルフ場に組み合わせ表だとかいろんな成績表を掲示するというので、大会掲示板もみずからつくっていただく。更に、講演会等の開催をする中で、いろんな子育て、不登校児童に対するそういった取り組みを行って来たところもあります。

昨年の実績で申し上げますと、実は温根別自治連の方から、旧河川埋立地の整地並びに雑草の駆除をやろうということで、自治会の方々が出役となって取り組んでいただいたところがございます。これにつきましては、事業費22万3,000円に対しまして、限度額いっぱい10万円を交付したところがあります。それと、今年につきましても、例えば市のふどう公園のテニスコート、これにつきましてラインテープを補修するなり凹凸のある箇所を整地するなりということで、利用団体を初め中学生の皆さんにも出ていただいて直したということの事例もございます。

そこで、こういった事業がなかなか市民に行き渡ってないんじゃないかといったお話であります。平成16年にこの事業を設けましてから、斉藤委員お話のとおり、平成16年につきましては4件、17年につきましては2件、18年につきましては1件、今年度は申請が現在3件でございます。私ども事務局といたしまして、新しい制度ということで、市民協働のまちづくりという部分がなかなか浸透してないのも事実かなと思っています。

そういったことを踏まえまして、広報の中で広くお知らせするというのもしなければなりませんし、ある意味、支援団体の方でも2分の1の負担をしなければならないということもございます。こうしたこともありますので、例えば広報に取り上げる際にも、例えば具体的な事業はこういった事業があります、例えば利用された団体の成果としてこういった声が、補助金を使わせてもらってこんなことが地域でできたとか、あとは更には市のホームページにおい

ても、今この市民協働のまちづくりに行政情報としていくのはなかなか手数がかかりますので、例えば4月、5月の2カ月間、その期間に限ってトップページに載せるなりいろんな形で市民の皆様に広く、まずは制度をお知らせする中で利用していただければなと思っております。

あともう1点、年末この時期から新年度予算に向けて、各自治会の方から地域要望というのが上がってまいります。この地域要望につきましても、最終集約は企画課の方でいたしますので、例えばそういった事業の中でも、例えば環境美化的なものについて、こういった事業の方に使うことができないかということは、私ども事務局の方でいま一度そういう要請団体の方に話をさせていただきたいと思うところでございます。

以上であります。

副委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） せっかくの事業でございますし、ぜひそういう努力もしていただいて、より一層市民協働のまちづくりが発展していくようにしていただきたいと思うんです。

各種団体に対する負担金でありますとか補助金の問題、これは昨年も取り上げましたけれども、監査委員の報告にも一定のこの基準をつくるべきだというふうに出されていて、そういう指摘に基づいて、やはりそういう基準をつくるべきだというふうに言って検討をすると、こうなっておりますけれども、運営補助金の問題だとか、あるいは補助金や負担金の見直し、これらを18年度ではどのように浸透させてきたのか、そして、それを踏まえて、今19年度ですけれども、それらを検討されてきた、それらについてどんな見直しが行われてきたのか、この際お聞かせをいただきたいと思うんです。

副委員長（谷口隆徳君） 林課長。

企画課長（林 浩二君） お答えいたします。

各種団体に対します補助金の見直しにつきましては、実は平成16年の段階から政策会議を中心といたしまして、それぞれ見直し作業を行ってきたところでございます。実質的に16年、17年となかなか具体的な部分まで踏み込まず、18年3月、ただいま齊藤委員のお話のとおり、監査委員からも指摘ということで、補助基準がいまだ定められてないということに対しまして、回答といたしましては、総務部長名で、市長の政策判断に基づく補助金交付もあることから、補助率等を一律に定めることは難しいが、一定の基準について平成18年中に政策会議において決定するというところで監査委員の方にお答えしたところでございます。

そこで、こうしたことを踏まえまして、各種団体に対します運営補助金についてでございますけれども、運営補助金自体非常に広範多岐にわたる分野でございます。中には1,000万を超える事業やら、1万5,000円、3万円、5万円という少額の補助金を交付してる団体もございます。一方で、住民サイドが主体的な取り組みによりまして、市の補助金だけが主たる財源という団体もあります。一方では、主に人件費に対する補助金があったり、会費や一部収入がある団体や、そういった会費や一部収入も全くないという団体も実はございます。こうした中で、すべてに、私ども集約した事業につきましては、68本の事業が今回見直しの対象とさせていた

だきましたけれども、これらの事業をすべて同じ網をかけること自体多少無理があるんじゃないかということで、政策会議、検討会の中で、18年、今年も含めてさまざまな協議を行ってきたところでございます。

そこで、基本的にこういった形でこの運営補助金について整理をしようかということで、政策会議の中で、まず順序立ててやっていたことにつきましては、既に交付要綱等が整備されている団体については、今回の見直しからはまずは外しましょうと。もう一つが、新たに交付要綱、基準を要綱の中できちんとうたい込んで、引き続き補助を行っていく団体に2つ目は分けましょうと。3つ目といたしまして、運営補助事業ということで、団体の運営に対する補助金を交付したもののについても、本来事業が目的じゃないかということについて、それは事業補助の方に移行しよう。4点目でありますけれども、公益法人、例えば社会福祉協議会なり商工会議所でありますとか体育協会でありますとか、いわゆる公益法人の法人格を有する団体にあつては、それぞれ所管の省庁の方から設立の許可等を受けておりますし、きちんとした監査等があるわけですから、その取り扱いについては適用除外にしよう。それともう1点が、運営補助金等を出していた、支出していた運営補助金にあつても、今後負担金だとか委託料には移行することができないという区分であります。それで、実際、あと最後に残ったのが、今回新たな基準を設けて見直しをしていこうという団体に分けたところであります。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、すべてこういった網をかけると、これまでの市長が政策的に交付してまいりました補助金にあつても、なかなか基準を設けるに当たって難しい面もございまして、要綱を制定する中では、例外規定と申しますか、ただし市長が特に認めた事業についてはこの限りでないということでもまずは分けようということで、7つの区分けをいたしたところでございます。

見直しに当たって、基本的には補助対象経費と補助対象外経費を設けること。次に、その補助対象経費の2分の1以内を基準とすると。あと、繰越金等小さなものはありますけれども、原則同じ網をかけて、今回新しい基準に基づいて団体と協議していこうという事業が31本ございます。68の事業につきましては、それぞれ7つの区分に分けて整理をして、今回平成20年度の予算編成前に庁議で最終的に決定いたしまして、予算編成方針の中に盛り込んで、それぞれ各部の方に通知したところでございます。

以上でございます。

副委員長（谷口隆徳君） 齊藤委員。

委員（齊藤 昇君） そのただし書きでございますよね。市長が必要と認めるときはこの限りではない。これはどういう意図と申しますか、これは大体8団体ぐらいがただし書きの適用になつてるけれども、これは市長が必要と認めるときはこの限りではない。これは8団体入れたというのは、どういうふうに変別をされたり、それからただし書きの市長が認めた場合はこの限りではないという意味はどういうことなのか。ほかの団体でもこれだったら同じことが適用になるのではないかと思うんだけど、この点はどういう意図を持っているのか、この点教え

てください。

副委員長（谷口隆徳君） 林課長。

企画課長（林 浩二君） お答えいたします。

確かに斉藤 昇委員のおっしゃるとおり、ただし書きの規定、8団体ございます。この8団体の中では、例えば交通安全協会、更には交通安全母の会等々、自主財源を持たずに市の補助金だけをもって運営してる団体もあります。それと、あと、それぞれの団体のボランティア的な立場からそういった地域活動に接していただいているということもあります。

それで、今まで交付してきた補助金を、今回の見直しをかけてしまいますと、従来交付した補助金がもらえなくなるということもあって、これら団体については、これまでの活動の実績を踏まえて、今回の適用から外させていただく。更に、あと2つございます。朝日町との合併に伴いまして、合併協議の事務事業の調整の中で、例えば朝日地区林産協同組合のように、合併特例区期間の5年内に見直しを図っていくので、その期間内については順次減らしてはいきますけれども、この基準から除外すると。あと、朝日町の観光協会につきましても、これも同じでございます。合併特例区の期間、5年の中で、将来的には土別の観光協会との合併も視野に入れながら、そういうことを踏まえながら、5年の中で整理をするので、今回の適用については例外規定のただし書きの適用とするということで確認をいたしたところでございます。

以上であります。

副委員長（谷口隆徳君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 団体運営補助金の基本的な考え方ということで、この基準をつくられたことは非常にいいし、それが20年度の予算編成からも生かしていくと答弁されたんだけど、これらの各団体に対する話し合いといたしますか、しなくてもいいところもあるだろうし、基準はこうなったということで、例えば、飲み食いなんかには使わないでくださいよみたいなことだってあるわけだし、各団体との話し合いはどういうふうに行っていけるんでしょう。

副委員長（谷口隆徳君） 林課長。

企画課長（林 浩二君） お答えいたします。

今回の運営補助金の見直しに関しましては、この3月の議会の中でも副市長の方から、単に補助金を削減するものではなく、一定の基準づくりを進めるものだということで、そういった判断のもとに作業を進めてきたところでございます。

ただいま斉藤委員の方から、それぞれの団体とどのような形で話し合いを進めてきたかということであります。実際新しい基準に基づきまして、新たな2分の1の補助率の適用となりますのは、先ほど申し上げましたとおり31団体ございます。この中で、昨年度の補助金を下回る、2分の1の補助率なり対象経費を定めたことによって影響の出る団体が実は8団体、補助金ベースで申し上げますと70万程度、これが生じてまいります。

こうした団体につきましては、基本的に各部の次長が窓口となってそれぞれお話し合いを進めているところもあれば、いまだ引き続き協議を継続してる団体もあります。中には、運営補

助といいながら一部事業をやってるような団体もございますので、そういったものにつきましては、運営補助は運営補助、事業補助は事業補助ということできちんと色分けをする中で対応していかなければならないと思っておりますけれども、20年度の予算要求、11月から12月にかけてその作業がやってまいりますので、協議の整ってない団体については引き続き協議をする中で、この予算の反映ということで、新しい新年度予算、この基準をもって対応できるように努めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

副委員長（谷口隆徳君） 斉藤委員。

委員（斉藤 昇君） 以上で総括質問を終わります。

副委員長（谷口隆徳君） お諮りいたします。まだ総括質問が続いておりますが、本日の委員会はこれをもって終わることにいたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

副委員長（谷口隆徳君） 御異議なしと認めます。

よって、本日の委員会はこれをもって終わります。

なお、明日は午前10時から議場において委員会を開きますので、御参集願います。

御苦労さまでした。

（午後 4時08分閉議）